

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は前日同様であります。

---

◎日程第2 一般質問

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を続けます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） おはようございます。大変、今日は後ろからプレッシャーを受けておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、質問通告書のとおり質問を述べさせていただきます。

長年続けている、沖縄県与那原町との交流事業の今までの評価と、これからの展望についてお聞きをいたします。平成7年より本町の支援を受け始まった、浜中・沖縄少年少女体験交流事業も今年で17回目を数え、延べ136名の子供たちが風土や文化の違う沖縄での大変貴重な夏休みを体験いたしました。浜中町のここまでの変わらない御支援に敬意を表する次第であります。

一方、過去チャリティー等で集めた自己資金により子供達を連れて、幾度となく冬の浜中町を訪れてきた与那原町商工会青年部は、その熱意が認められ、今年度から古堅町長の英断により、冬の北海道、浜中町の体験交流事業費として、当初予算に計上されました。即ち今後、与那原町の子供たちが定期的に本町を訪れる事が決定いたしました。このことを踏まえて、以下ご質問をいたします。

初めに、人づくり基金についてであります。本年度の町政執行方針において、平成2年度新設された人づくり事業は、果実運用の対応は出来なくなったが、後継者の確保と将来を担う人材の育成に大切な事業との位置づけであり、本年度も元本を取り崩しながら継続するとしております。未来永劫人づくり事業は継続される訳でありますけれども、いずれ基金は枯渇をする訳であります。事前の準備をしておくべきと考える訳であります。いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課主幹。

**○まちづくり課主幹（大橋務君）** ただ今の質問にお答えいたします。人づくり事業は、平成2年度より国のふるさと創生事業1億円を原資として基金造成し、今年度で23年目を数え、昨年度末での基金残額は3,023万円で例年同様、予算計上を想定した場合、平成28年で元本を取り崩し底をついてしまう事が予想されております。

しかし、この事業は今後の浜中町の持続的な発展の為、将来を担う人材を育成し、まちづくりの推進を図るために重要な事業と考えております。これらの事から持続して事業を実施していけるよう、財源の確保を含め検討して参ります。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** やはり、まずは想像することですよね。イメージーションそれによって備える。これがキーワードになってくるかと思えます。この人づくり事業ですね。旅費、研修費、それから教材費の補助、それで一つとして、小・中・高、青年部、産業団体等の国内派遣。それから2つ目は指導者の養成、3つ目が生産加工の習得、4つ目が生活文化、スポーツなどの技能習得、こういうふうに謳っている訳であります。

それで、いよいよ3,000万円を切ろうとしている財源であります。毎年積上げる方法はない訳ですから、せいぜい基金の利子が数万円付く程度であると思えます。その人づくり事業ですね。特に括弧1番であります。小・中・高、青年部、産業後継者などの国内派遣についてであります。いわゆる可愛い子には旅をさせよというような事業であります。これは言ってみれば、中々成果が目に見えてこない事業であります。そういう中でも松本町長は将来を担う人材の育成に大切な事業の位置づけであると、こういうふうに言っております。

また教育委員会でも、少年少女国内派遣事業を行っておりますけれども、内村教育長は次代を担う青少年へは成長が著しく見られると、このように述べている訳であります。この簡単には中々目に見えてこない、人づくり事業のいわば費用対効果、コストパフォ

パフォーマンスですね。これにおける成果あるいは効果をどのように認めているのか。その点、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 今質問を受けましたコストパフォーマンス、実際に子供たちが、どのような形の中で10数年間の歩みをしたのかという形でございますけれども、私も、その中で報告会をいただいた時に、子供たちの成長が著しく見えた。その中で子供たちが、町に対する思い、また新たな気持ちで担っていくというような、生活意識もそうですけれども、実際に沖縄を見ながら浜中町を、一層新たに理解をしたという形で受止めております。

実際的に、この人づくり事業というのは人材を育てていく、そして将来のこの町を担っていく子供たちが、どういう中で社会に出てもやっていけるのかという事も含め、教育も含めた形で、この人材育成をしているところでございますので、コストパフォーマンスがどうかと言われた場合に成果というのがお金、そういう物という形ではなくて、人として成長したかどうか、これが見えてきているという事で、私は評価をしておりますので、子供たちが今、十数年経って浜中の町に残っている方もおりますので、その方々が今後の町、それぞれの交流も深めていくという姿になっているのかと思っております。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） 私、担当していますのは、浜中町少年少女国内派遣事業で、小学生これは5年生ですが12人、中学生は同じく中学2年生で4人という事でございます。

派遣事業の関係で、成果というとなんかという事になる訳でありますけれども、まず小学5年生は、2学期以降、児童会、それから中学2年生は、生徒会の後期役員という形で、研修の成果を発揮していただきたい。それから部活動等、そういう事もありますので、ジュニアのリーダー養成、そういう形で事業の効果は、そういうところに発揮しているんだろうと考えています。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（工藤吉治君） 霧多布高等学校の国外派遣事業について申し上げます。

霧多布高等学校につきましては、町の理解のもと、平成9年より国外派遣事業を実施しております。派遣される生徒につきましては、国際交流における異文化に触れるとい

う事で、派遣される生徒にとっても、大きな貴重な体験と考えております。

これからも、霧多布高等学校の教育の過程を支える柱の一つとして、今後も町の理解がある中での継続を望むものでありますので、子供たちにとっては貴重な大きな体験と考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 大変安心をいたしました。やはり費用対効果が問われる訳ですよ。中々これが目に見えてこないとなると、一体どうしたんだと言う事を言われがちになりますけれども、今出たキーワードは、浜中町を良く理解した、それからリーダー養成ですね。貴重な体験をしたと、子供の育成に大変役に立っている、今後も引き続きやっていくとこういう事でありました。大変この質問に対しては、安心をした訳であります。

続いて、2問目に行きたいと思っておりますけれども、与那原町と姉妹商工会青年部が結成されて、先ほど申し上げましたけれども17年、初めて両商工会青年部、私たちの時代でありましたけれども、青年部員が会って約20年を迎えようとしております。今日まで脈々と続いてきた、この交流の歴史を、町はどのように評価しているのか。お聞きをしたいと思っておりますけれども、その前に与那原町は何処にあるんだと、多分、知っているのは、私とまちづくり課長と、後ろの傍聴席に座られている方々ぐらいしかおりませんので、ちょっと与那原町を紹介してみたいと思っております。

まず、姉妹青年部の提携を結んだのが、平成7年の2月9日でありました。切っ掛けは、昆布の大生産地と昆布の大消費地ということで、商工会連合会これは全国組織でありますけれども、そちらの紹介で始まった訳であります。基本的には、北の人間は南に憧れると言いますし、南の人は北に憧れると、こういう中で交流が始まった訳であります。沖縄は昆布の大消費地と言われておりますけれども、今は1番ではなくて、多分10番くらいでしょうか。トップは富山県でしょうか。三陸の方だと思います。地理的には、那覇から直線で引きますと、大体7キロくらい、バイパスが今繋がっておりますから、車で行って19分、こういう大変那覇に近い利便性のある太平洋側に位置しております、南風原それから西原町、南城市に囲まれた5キロ四方と言われております、沖縄で2番目に小さな町であります。5キロ四方でありますから、浜中の多分10分の1くらいの面積だと思います。それで特に、ここは400年の歴史のある大綱引き聞いた事があるかと思っております。たまにテレビに出てきますので、これが有名であります。

そして、基本的には農業・漁業の町でありまして、与那西漁業協同組合、与那原と西原という事でしょうけれども、漁業協同組合がありまして、特に、ひじきが有名な町であります。農協もございまして、ただ沖縄は全県、単一農協という事でありまして、JA沖縄与那原支店と、こういうふうになる訳であります。畜産の方は和牛が有名でありますし、特に有名な豚ですね。アグーという黒い豚がありますけれども、この豚肉は脂身が多くて柔らかくてコレステロール値が低い、こういう有名な豚もおります。

後は、沖縄ですから、花器、花ですね。後は果物、野菜こういう事であります。最近では与那原に移住してくる方が大変多くて、町外はおろか県外からの流入が顕著であるところというふうに言われております。それは何故かと言いますと、那覇に近いという事もございまして、マリントウン構想というのが、平成5年からのプロジェクトで634億円くらい掛けまして、与那原町と隣の西原町に掛けて、埋め立てを行った訳ですね。そして開発、分譲をいたしました。埋め立てが完成した年、平成21年度の与那原町は町の面積に対して、5キロ四方ですね。この面積に対して、増加比率が日本一になったところという事があります。人口の推移は平成12年の数字では、1万5,268人、我々が20年前に行った時は、多分1万2,000人位だったと思います。4,825世帯ですね。それで平成24年、今年でありますけれども1万7,499人、約2,200人増加しております。世帯が6,688世帯ということであります。出生数も22年の数字では、222人の子供が生まれたという事で、未だに増加傾向であります。

但し、先ほど言った埋立てした東浜区に流入が1番多い訳であります。何故、東浜と、余談でありますけれども、東の浜と書いて、あがりはまと言うのですが、日が東から上がるので、あがりというのですね。

また、赤瓦も有名でありまして、最近では、赤瓦屋根の持つ断熱効果等が見直されて、近代建設にも多く用いられるようになったという事がありますし、一番有名なのは、琉球王朝の首里城ですね。有名な首里城の正殿の復元に使われたと、これも赤瓦は与那原製であったという事があります。それと町内は幼稚園が2つ、小学校が2つ、中学校が1つという大変コンパクトな地形つくりになっておりまして、町民自ら沖縄の中でも、かなりマイナーな町ですよという事があります。でも、自らマイナーな町というように昔ながらの人の優しさと、素朴さが残る町でもありますよと、町民の方はおっしゃいます。規模的には、浜中と差は付けられておりますけれども、浜中町も人の優しさと素朴さというのは、自慢できるのではないかと考えております。ここまで交流が続いてきた

要因の一つかも知れません。これで紹介を終わりますけれども、そういう事で、町としては、この20年間続いてきた交流の歴史を、どのように評価をするのか。お聞きしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** お答えをいたします。

今、議員より与那原町の説明をいただきました。私もそこまでは詳しく調べておりませんので、申し訳なく思っております。沖縄と与那原町商工青年部、1つは人づくりの一環として、沖縄少年少女体験の交流事業が始まって既に17年経過をしております。子ども達が沖縄の文化・歴史を学び、その中で本町の再確認をする切っ掛け作り、これがまず第1の要因として出てきているのかと。両町の商工会青年部の物心両面の交流が活発になされた中で、この事もしっかりやられてきているのかなと思っております。

また当然、与那原町、そして浜中町商工会を通じながら良好な関係、そして基盤を気付いていただいた事に、本当に長年の活動に町として敬意を称しております。理解としては、そういう形で本当に皆様の、この活動をしっかりと受け止めております事を、ご理解していただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 課長の答弁、もう少し突っ込んでいただきたかった訳でありますけれども、我々が思うには、良い財産が出来たと思っております。浜中から与那原まで約3,000キロ近くあるので、17年も続いて来たというのは、これは相当な財産だと思いますよね。17年前というと、阪神淡路大震災、後はサリン事件こういう事が起きた時代でありますから、相当昔になりますよね。僕らは、その前から行っていますので20年という、こういう財産ができた事を、まず理解していただきたいと思っております。後、評価の方はどうでしょうか。このジャンルの得意な副町長辺りからお聞きしておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 評価の方という事ではありますが、先ほど費用対効果もありまして、中々形に見えるものではないというお話ではありますが、その投資した額に対しまして、費用対効果で申し上げましても、無限の可能性があると私は思っております。

これまでの、長年の活動の成果であります。私、教育長の時代に報告会ですとか、お邪魔をさせていただいております。その中で、色々子ども達の報告を受けまして、や

やはり貴重な経験をしているなど、私申し上げましたのは、出発の折には、やはり浜中町との違いですね。文化とか色々ありますが、変わらないものもあるんじゃないかというような事で、子ども達に申し上げまして、出発の折に激励をしておりましたが、帰って来られまして、保護者の皆さんも同席の上で、色々この報告会を開いた折に、かなり変わったなどこの様に思っておりますし、この事につきましては、時代を担う子ども達を育てる為に、非常に有効な方法であると。

更にまた、ここまで続いたのはやはり青年部の方々、今、後ろにいらっしゃいますけれども、これの方が議員さんの時代から今に至るまで、一生懸命取り組んだ成果だと思っております。そんな意味では、やはり1つの大きな財産だなどこのように思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 副町長の大変貴重な意見を述べていただきました。事業の無限の可能性を感じるというキーワードであります。

次に、3つ目の質問に移りますけれども、本年度から与那原町の子供たちが定期的に本町へ訪問する事が決定したという事で、その前段として、まだ日にちは確定しておりませんが、与那原町商工会青年部の表敬訪問が計画されていると聞きます。

この時に、中里議長この方は数度来られて表敬訪問もしておりますけれども、商工会青年部の出身です。まだ41歳で若い議長であります。この議長も当然、同行して来る。また、その他に福地副町長もしくは、諸見里教育長辺りも来られるのかも分からないというお話であります。もしかすると、一緒にお二方が来られる可能性もあるという事があります。過去にも今言いました、中里議長も複数回来られていますし、区長会、浜中町で言えば自治会連合会、ですから各自治会の会長さん達の会があるのですけれども、この方を訪問して来まして、町長を表敬訪問しております。

また町職員の方々も、複数名一緒に同行して、浜中町を訪れております。こういう付き合いを、今までしてきた訳でありますけれども、この点は御承知のとおりであります。という事で、この20年の歴史を考えれば、もう機は熟したなど私は思う訳であります。この際、町同士の姉妹都市提携を考えるべきではないかと思っておりますが、この辺に対してお聞きしておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** お答えさせていただきます。

議員より今回の質問等、3月にも私の方で受け賜って、その時には検討させていただくというお話をさせていただきましたが、まず、その事について、未だに協議の場を持っていないという事を申し訳なく思っております。

今回、この様な与那原町商工青年部と浜中町商工青年部が20年の長い交流の歴史で、密接な環境を続けられている事を踏まえて、町としても10月に議員お話の通り、時期については、まだはっきりしないという事でございますが、この時期に与那原町職員が来町する折に町と致しまして、その場の中で、出来れば意見交換の場を設け与那原町の考え方もお聞かせを願いたいという事で、その状況によって有好的な関係が、どの様に築かれるのか継続できるのかという事を、姉妹都市も含めて検討させていただきたいと思っております。

また、今まで沖縄与那原町の少年少女や、商工会青年部が築きあげてきました取組み、これらも本町の商工会青年部とのお話というのも、私たちがまだしておりませんので、しっかり、この辺も意見交換の場が出来ればと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** その場で意見交換をしたいという事でございますけれども、前向きな発言と捉えさせていただきます。今、姉妹都市の話を致しましたけれども、姉妹都市よりも少々レベルが下がるのですが、友好都市交流というのがあります。

これは隣町の厚岸町が、平成4年からもう20年も行っている事業であります。山形県の村山市という事で、これは役場の中に交流推進委員会を設置して、その委員長はまちづくり推進課長ということであります。委員は総務課長、税財政課長、保健福祉課長、産業振興課長、教育委員会では管理課長、生涯学習課長、体育振興課長、この方々が委員という事で、この委員会を組織して友好都市交流に関する事業の計画、実施、情報及び資料の収集と、そして趣旨の普及という活動を20年間続けている訳であります。

ホームページによりますと、昨年11月には秋の味覚市として、訪問団が来町しているようであります。メンバーは市の職員、それから農協職員、道の駅職員ということでありました。場所は道の駅コンキリエにて味覚市でありますから、山形は果物が豊富でありましょう。果物やずんだ餅ですか、こういうものを販売し、売り切れ続出ということで、そういう写真もアップしておりました。

また今年は、7月30日村山市の子供たちが3泊4日で訪問し、厚岸のネイパルという宿泊施設に泊まり込んで、カヌーとかパークゴルフを楽しんだという事、これも写真



がアップしてあります。大変夢のある良い話だと思っている訳であります。村山市と厚岸町がお互いの物産展の開催など、今現在も商工会、農協、漁協と提携を行っておりますよという内容でありました。何を言いたいかといいますと、要するにトップランナーが町であると。商工会を初めとする各産業団体は、後援をしているという図式でありました。何故この話を持ち出したかといいますと、商工会は、親会はどうしたんだと、青年部の事業だから親会が率先して行くべきじゃないかと、こういう御意見もあるかと思えますけれども、やはり費用対効果これが出てくる訳ですよ。商工会含めて、各産業団体もそうだと思いますけれども、こういう夢のある事業を、町が率先して引っ張って行く、これじゃなきゃ無理だと私は考える訳であります。町がトップランナーとして、率先して展開を進めていっていただきたいと思いますが、これも、その時に検討するという事になるのかと思いますが、取りあえず伺っておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 姉妹都市提携含めてのご質問であります。子供たちの長年イベントに参加してきた経緯も含めて、町として確かにお金は出していました。私の仕事としては出発式に挨拶をする、それもやりました。表敬訪問団の方が来られた時もお会いしましたけれども、直接、町として大きな活動をしたという事ではなかったような記憶を持っています。

今回、この御質問をいただいた時も、先程、議員から与那原町の経済状況含めてお話を聞きました。そして、その情報をまちづくり課長通じていただいたのですけれども、課長も言っていたとおり、それ程立派な報告ではなくて、余り分からない報告の中でこの交流が町として進んでいたんだという事を理解しました。その中で、費用対効果の話がありましたけれども、この歴史を見ると間違いなく小学生たちが商工会青年部の選んでくれた農村部、それから漁村部、商業、会社員、公務員そのバラバラな子供たちがきちんと人選されて行く、この事と、それから事前学習と報告学習も含めて、その事をしっかりやられて、そして行くとなれば、農村部と漁村部の交流というのは無いですら、子供たちは直ぐにお友達になって、一緒に3,000キロも離れた所に行くという凄い体験をする訳です。そういう意味からすると、子供の成長育成に大変有意義だったと思えますし、その事が社会に出ていっても、しっかり実社会に結ばれてくるだろうと思えているところであります。そういう意味で大切な事業だと思えますし、副町長が言った無限に広がる可能性も含めて、この事業だったと思えます。評価としてはそうってお

ります。その中で、今回ご質問をいただきました表敬訪問を私どもがされるんですが、今まで10何年間もやっていて、行っていないというのも、これも凄い事で行けなかったのだらうと思いますが、今回、議長さん更には副町長さん三役も含めて来る可能性もありますよという事で、今後、しっかり町としても、その前に外圧と私感じていますが、今日、後ろに居られる方々も含めて、しっかりと話をさせてもらいたいと思います。そして、どんな交流が良いのか、夢も含めて、子供たちの成長も当然期待していますけれども、今までやってきた歴史を含めて、もう少し勉強をさせていただいて、そして将来に繋げて行きたいと思っているところであります。

今回の、ご質問を契機に与那原町をしっかりと勉強するという事と、そしてまた積極的に町もかかわって行く、確かに17年前からお金は出していましたけれども、そんなつもりという事は余りなかったですし、今日まで築かれてきた青年部の力が、やっここに来て発揮されたのだと思っておりますので、是非、一緒に参加をさせていただき、そしてまた協力してもらいたいという形で進めて行きたいと思っております。

直ぐに、出来るかどうかというのは、別な話でありますけれども、十分協議して行きたいと思っております。力を貸していただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 町長の答弁を最後にいただきたいと思ひまして、もう一問あったのでありますが、最後まとめさせていただきたいと思ひます。

何れにしても、与那原町の熱意は本物であります。町長の熱意も感じました。勿論、後ろの傍聴席に居る、浜中町商工会青年部の皆さんの熱意も本物であります。キーワードは想像する、そして、それに備えるこれをバックボーンにして、この熱意に対して、是非備えていただきたいと思ひます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（波岡玄智君）** 2番石橋議員。

**○2番（石橋節男君）** 温水プールの利活用についてを質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

現在、我が浜中町では、5月から10月までの約半年間、温水プールを開放して、水泳愛好者等から大変喜ばれております。暑い日には涼を求めて子供達で大変賑わっております。また、町内の小・中・高の体育の授業にも広く活用されております。温水でシャワー室サウナ室が完備されて、このようなプールが無料で利用できるのは、大変あり

がたい事であります。利用者の1人として心から感謝を申し上げたいと思います。

また、冷涼な気候で水に親しむ機会が少ない当町にとっては、この温水プールは、貴重な存在であり、今後とも多くの方々にもっともっと利用していただきたい為に、そういう願いから質問をいたします。まず、この施設は競泳選手育成用なのか、それとも健康増進用なのか、どちらに重きを置いて造られたものなのか。お答えを願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** ただ今の競泳選手育成用か体力強化健康増進用か、どちらに重きを置いているのかというお尋ねでございます。御承知のとおり、浜中町民温水プール、これは浜中町社会体育施設設置条例の位置付けをされております。目的は体育スポーツ等の振興を図る、そして町民生活の向上に寄与する為というのが、社会体育施設の目的であります。そういう規定の中で運営をしておりますけれども、競泳選手用として当然、規格がそういう形になっておりますから利用はできます。

ただ、スポーツ振興を目的に競泳もそうですけれども、水に親しんでいただくという事で運営しておりますけれども、利用形態もどちらかという、水に親しむそういうプールの運営をしていると思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 石橋議員。

**○2番（石橋節男君）** 競泳専用じゃないスポーツ振興、水に親しむ為にという事でありましてけれども、確かに現状では、競泳であるならば水深がちょっと浅いので、そういう問題があるかも知れませんが、水に親しむという事であれば、改善してほしい点がありますので、まず申し上げたいと思います。

まず1点目は、現在、水温28度に設定されているのですが、タイムを競ってガンガン泳ぐ競泳選手は27～28度でも良いのでしょうかけれども、水遊びそういう方にはちょっと冷たいんですね。例えば、身体で表現しますと30度ちょっとになると水にすっと入れるのです。今の28度ですと震えが来るようなそういう感じでありまして、何故この温度に設定しているのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 現在、28.5度で運営をしております。また、お尋ねは29.5度くらいにして欲しいというお尋ねでございます。

まず、水泳プールの温度の関係でございます。規定がありまして、日本水泳連盟が定

めた競泳の協議規則、協議会の機関を通じて競技用でありますけれども、26度プラスマイナス1度そういう基準がプールの中ではあります。それから、文部科学省の学校体育の水泳時における最低温度、これは22度以上であると、それが水泳実施基準という形で示されております。そんな決まりがある訳でありますけれども、町のプールは、公設プールの大半が採用しております、日本体育施設協会水泳部会というのがあるのでありますけれども、安全マニュアルを全国統一で定めておりますが、それを参考に、浜中町民温水プール監視マニュアルというものを定めております。

その中で、水温は28.5度から30度の間で設定するという事で運営をしております。これは、日本体育施設協会のマニュアルに基づいた形での温度設定をしております。お尋ねの水温設定29.5度という事でありまして、当然、今は28.5度以上30度の中で運営をしておりますけれども、外気温に左右される施設であります。5月のオープン時、これは28.5度に水温設定しておりますけれども、どうしても外気温に左右されまして水温も28度、それからプールサイドがもっと低いと24度～25度というのがオープン時の実態としてあります。

当然、利用者の皆さんはプールサイドに居る時は寒いとお感じになっていると思います。ただ、6月以降は28.5度以上保って運営に努めている実態でありますけれども、当然、今は9月ですが10月までやります。外気候に左右されるという事もあります。そこら辺は外気温をよく注視しながら、利用者が寒くないように、また、お尋ねの水温設定29.5度と言われておりますけれども、寒くないような温度設定に努めて参りたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 石橋議員。

**○2番（石橋節男君）** 先程出た22度とありますけれども、これは確か屋外プールだと思っております。内地での屋内ではなくて、屋外のプールの水温が22度くらいだと思っております。向こうは外気温が相当高いですから、気持ち良く入れると思っておりますよ。

ただ、さっき言ったように、ずっと入れるような温度が必要だと思っております。確かに、色んな規定はあるのでしょけれども、その日によって、また日中と夜も違いがありますので、そこまで細かくする必要はないのでしょけれども、建屋といいますか、プールサイドの温度はかなり低いんです。ここの温水プールは、かなり低くなっていると思います。プールサイドで寒くて、水に入ると冷たくて健康の為に行っているけれども、風邪をひいてしまうような感じ、実際にひいた人も居るんです。だけど無料が故に中々お話

が出来ないというか要望も出来ない、その辺、もう少し考慮して欲しいと思いますので、温度設定ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

それとサウナの温度が、以前は90度を超えていたんですよ。もう何年も前ですけども、それがつい先日行って見たら60度くらいになっているのです。60度と言ったら相当高いように見えますけれども、90度を体験していた我々にとって60度は本当に低いんです。当時は、プールの中に入るのは嫌だけれども、サウナだけ利用して帰られる方が居たのです。実際にサウナで汗を流して、1日の疲れを取るとか、それからダイエットの為に来るとか、それはそれで宜しいと思うのですけれども、今の60度という温度設定は、どうして60度にしたのか教えてほしいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 今のサウナの話の前に、先ほどの水温設定とプールサイドの設定、御質問をいただいたからという事ではなくて、今年24年度の温水プール管理状況、温度の測定毎日しております。5月オープン時、屋外13.6度が平均であります。室内、プールサイドは22度、水温は27.9度と0.1度足りないような日が5月は続きました。

ただし6月以降は、外気温も5月・6月は13度くらいでしたが、7月そして8月、18度～20度という事で、この状態の中では、全て水温は28.5度設定であります。室内温度プールサイドの温度を25度～26度という形で運営をしておりますので、実態を御理解いたします。お尋ねのサウナの温度を60度に設定したのはということですが、温水プールは採暖室、暖を取るものであります。設定温度でありますけれども、60度に設定しておりますが、これはサウナであって、身体を乾かすとそういう形で設定をしております。

したがって60度設定ですから、通常のサウナという思いの中で発汗を促す、そういう設備ではございませんので御理解を願います。以前は、80～90度高温設定の時代がありました。その通りです。

ただし2年前の事故が起きております。プールを利用されて、それから採暖室を利用されて再入水、ここに温度差が余りありますと、体に相当な負荷が掛かるという事があります。2年前の事故も、これが関係あるかどうかは分かりませんが、私どもは、再入水時に体に負荷の掛からない温度はどうかという事で、見直しまして管内の温水プールの実態を調べてみました。浜中は、昔の80度～90度という温度は何ですか

と言われました。サウナではありません。採暖室で体を乾かす為の60度、また利用者の体調という事も考えて60度。これ実は管内の公設、年中運営されている所もありますし、期間的な所もありますけれども、近隣の町村の設定も40度～50度程度、温泉を抱えている弟子屈町辺りはちょっと高いようでもありますけれども、そんな中で、先ほどの申しあげましたけれども事故を契機にという事になります。

また外気温が、どうしても影響を受ける施設であります。管内の実態としては40度～50度でありますけれども、外気温で影響を受ける部分も考慮し、60度設定という事で、お願いをしておりますので、御理解をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 石橋議員。

**○2番（石橋節男君）** 確かに今御説明のとおりです。近隣のプール、釧路町・釧路鳥取・厚岸・標茶・別海殆どが今言った設定温度には間違いないんですよ。50度前後です。ところが1箇所だけ、釧路スイミングクラブは90度以上100度近い温度があるのですけれども、殆どの近隣町では、確かにそのとおりですけれども、ただ、最初に何年か我々も経験しているものですから、そしてまた先ほど言いましたけれども、サウナだけを利用する方もいらっしやって、そういう方々から要望があったものですから、ここでお話をしておきたいと思います。

最後になりますけれども、最近安全管理を重視する余りプールサイドに管理人が近づき過ぎるといふ苦情があるのです。女性は水着姿で泳いだり歩いたりする時に、プールサイドで付いて歩くようではないのだろうけれども、近づき過ぎるといふ事で、出来たらもう少し遠く離れたところから監視をしていただきたいと思いますので、それを申し添えて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（波岡玄智君）** 今の質問に対して答弁はいらないのですか。答弁してください。

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 監視態勢、以前は議員も御承知のとおり管理人室から監視をしてきたという事でありました。それも以前は、プールサイドに管理人が居て監視をしてきた中で、今のようなお話を受けて出来るだけ遠くからという事での管理体制を取って参りましたけれども、2年前の不幸な事故、当然、プールに入られたら死角が出たらいけないのです。そんな事からプールの向こう側のところに、監視台という事で、1時間ずつ交代で監視をしている状況であります。

ただ、夜間になりますと、そこばかりではなくて、プールサイドも歩きながら監視を

して、死角を絶対に出さないでくれという運営方法にさせていただいておりますので、女性、男性が利用なさっていて、そこを見ているという思いは一切ありませんし、私もそういうお話を聞きました。そう見られるかも知れないけれども、死角を作らないというのが、ひとつの仕事であります。そういう事でやっておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。遠くにいくと死角ができますので、その辺はできないと思っております。色々ご質問いただきましたけれども、まだまだ不備もあろうかと思えますけれども、現在のマニュアルに沿った、運営をして参りたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありますか。

石橋議員。

**○2番（石橋節男君）** 立派なプールがありますので、もう少し利用率を高めて欲しいと思えますし、色んなメニューがあると思うのですが、着衣水泳とかですね。その辺のようなメニューがあるのか教えて欲しいなと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 利用者増を図る為のメニューというお尋ねでございます。昭和62年に完成し、63年から本格的にオープンしまして、今年で24年経過しております。これまでも初心者を対象とした水に親しむ水泳教室、それから小学生、中学生、一般を対象とした基本泳法を学ぶ水泳教室、それから健康管理を狙いとした浮力を利用した水中ウォーキング、そういう講座、また町民水泳大会、競技制ですけれども、そういう形で水に親しめる教室、講座、大会そういうもので図って参りました。

また、お尋ねの着衣水泳それから他では潜水をしたいというダイビングではないですけれども、色んな形で使われて参りました。残念ながら平成16年度、利用者が9,200人来られましたけれども、23年度、昨年は4,200人まで半減した状況であります。色々教室、講座、大会をやっておりますけれども、どうして減って行くのかという事で、今年も小・中それから一般の方たちに、基本泳法を学んでいただくという事で教室を開催しておりますけれども、利用者の中で学生と言われますか、子供たちの数が、その時からやっぱり比例して半減してございます。学校のプール授業も、やはり子供の数が減った分だけ落ちてきている、それが実態であります。

そんな事で利用者減になっておりますけれども、これまでの教室、講座、大会、これは当然でありますけれども、人口減少、少子化の中でもしっかりと、この施設があると、

利用してもらいたいというPRをしながら、運営して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

---

### ◎日程第3 議案第61号浜中町地域体育館設置条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第61号議案とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第61号浜中町地域体育館設置条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本年3月31日付けをもって閉校いたしました、旧西円朱別小学校の利活用について、校舎部分につきましては、特定非営利活動法人えんの森より、環境保全を通じた地域づくり活動の拠点施設として利用したいという要望があったことから、本年6月30日付けで教育財産としての用途を廃止し、7月1日付けで普通財産に所管替をしております。

残りました屋内体育館部分につきましては、社会体育施設として利活用できないか関係機関との協議を進めてまいりましたが、この度、地域体育館としての利活用であれば現状のままの使用が可能となったことから、西円朱別地域を中心とする住民の健康の維持増進及び住民相互のコミュニケーション並びにスポーツ・レクリエーションの振興を目的に条例を設置し、利用促進と維持管理を図ってまいります。

なお、この条例の施行日につきましては、平成24年10月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） （議案第61号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今、課長から説明がありましたけれども、内容は立派な内容



になっていると思いましたが、心配事が幾つかありますので質問いたします。

それは、後ろにも補正予算で予算も付いている訳ですけれども、この施設をこれだけ構えて10月1日から実施に移るという事になりますが、先ほど言われた円朱別、茶内第一、第三の地域で144世帯あると課長は話されましたが、この地域でも利用状況はどう見込まれるのかという事ですね。地域で言えば、農業者トレーニングセンターもありますし、今は第一の体育館は使っていないと思いますけれども、第三にも体育館あります、そういう施設も西円がまだ学校があった時も含めて、ここの若者たち、あるいは成年の方々の使用実績といたしますか、そういうものがあるのか。

それから今回、生涯学習課長が提案の担当者になっているのだと思いますけれども、こういうものを作ってくれという要望が、地域からあったのかどうなのか。どのような種目での利用が地域の皆さんに求められているのか。せっかく作って設定してみたものの365日の中で、どのくらい利用されるのか。こうやってお金を掛けて設定した中で、使わないという事になれば、逆に地域の皆さんに精神的な負担が掛かってくるのではないだろうかという、いらぬ心配もありますが、この辺はいかがでしょうか。

2つ目の質問ですけれども、補正予算の中で出ておりましたが、131万5,000円、これは10月から半年間ですよ。これは1年間やりますと260万円ですよ。施設を運営管理する上で、私は250万円というのは、とても大きい額だと思うのです。この131万円の中身について、説明をしていただきたい事と、何にいくら掛かるのか。それと一緒に体育館はこれに使うと、それから学校の教室や職員室、そういう校舎の方については、えんの森が使用するという事ですけれども、水を使うにしても、電気を使うにしても、トイレを使うにしても、みんな同じパイプを使ってやっていると思うのですが、その辺のお金の出し方の配分はどうなっているか。これについての説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** この3月までは、小学校として使われてきた施設でございます。私共の方では、学校体育館も使わせていただいた経過がございます。現在も活動されておりますけれども、極真会の空手というものが現在も活動されております。

また、地域の方たちが使われているのかという事でありましてけれども、当然、PTA活動の中でのレクリエーション、こういうものでは大いに使われてきたものだと思います。ただ、教育委員会の調べの中は、学校開放事業としてのスポーツ活動の関係

でありましたので、空手またミニバレー等々が利用されて来たと思っております。それから、西円朱別の体育館を、この度、条例化する訳でありますけれども、地域の方から要望があって、条例を作るのかというお尋ねにも聞こえましたが、実は教育委員会の小学校の廃校、閉校、例えば奔幌戸それからお隣の貫人、円朱別、茶内第三、そして23年度末では姉別小学校、西円朱別小学校、琵琶瀬小学校、相次いで統合という形で、以前からの課題でありましたけれども、この施設をどう活用するかという事で、長年方策を探って参りましたが、実態としては中々難しく、奔幌戸の学校はそのまま現在も使われておりません。貫人は外灯を付けながら避難施設の役割を果たすという事で、若干の設備を動かしながら、茶内第三の校舎は、現在もどのように使うかがしっかりしておりませんが、今、屋体の中に町の文化財産、開拓財産の整理の為に使わせていただいております。

今後、どういう形が良いのかも検討しなければならない中で、3校の閉校が23年度末ということで発生しました。そんな中、西円朱別地域の皆さんが、まだ平成になって造ったばかりの学校を閉校だから活用もしないという事にはなりませんと、西円朱別地域の中で協議されたと聞いております。そこで1つはNPOという事ではありますが、ここでの校舎の活用と屋体については、地域住民で守っていくから、ここを何とか体育館として使わせて欲しいという、大変ありがたいお話をいただきました。行政の方からみても、やはり閉校で終わらせないで利活用という事、また今年の3.11もございます。

34.6mの大津波が来るといふ時の収容避難施設、そういう事にも当然利用できるだろうと。西円は防音校舎という設備でございます。窓は開けません。ですから、換気設備というのが年中、校舎・屋体を通しておかないと換気性がありませんので、この設備をしっかり回すという事が大切であります。その為にも、この度、西円朱別地区の住民の皆さんが、俺達が使いたいので、何とか要望どおり管理もするからと有難いお話を受けて、当然、平時の場合には体育施設として、また災害時等々については、収容施設としても活用していく、そういう考え方の中で本日の条例提案になっております。

それから、どのような種目が使われるのかということであります。当然、今の空手はありますけれども、地域住民の手軽なスポーツとしては、ミニバレーもありますし、当然、卓球台もありますから卓球も出来ますし、色んな部分の競技が可能かと思っております。

それは、小学校が閉校になったといいながらも、あそこの体育設備品は全てあります。そういう備品を利用いただけると、色んな種目が可能かと思っております。利用率、こ

れからどう利用され予算の関係にも出て参りますけれども、今のような種目が当然、年中使われて行けば良いかと。そして心配とおっしゃっておいりましたけれども、私どもは施設をいかに管理するか、そして良好な施設の中で地域住民、また近隣の住民の皆さんに大いに使っていただければという事で、初めてのケースであります。心配というお話もありましたけれども、実際やってみなければ分かりませんが、目的に沿った利用にして参りたいと思っております。

それから、これは年間の予算、それから項目についてお話をという事で、これは後ほどの一般補正予算の中身になって参りますけれども、ただ今お話して宜しいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 後ほど、また詳しく説明があると思いますので、大まかなところだけお願いします。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 分かりました。それでは議長からお許しをいただきましたので、今回は6月分の計上をさせていただいております。全体では131万5,000円になります。年間の費用はという事ではありますが、単純に倍にはなりません。当然、そこには、11月から3月・4月までの燃料と、それに伴う電気料も電力設備という事で機械を動かすものがありますから、まだ、これからの話でありますけれども、私の概算といたしましては維持費分でございます。

これは、これからの管理委託料という人件費の部分を除いて行きますと、維持費分は概ね145万円程度で何とか間に合うのかと考えております。項目としましては、委託料で地域体育館の管理委託、これを地域の方にお願しようかと思っております。

当然、消耗品は発生して参ります。また、燃料それから光熱水費としては電気料が発生して参ります。水道料、それから汲取り料もあります。燃料それから汲取り料、この施設は1つの便槽1つのタンク、そういう設置の建物でありますので、校舎と屋体と分ける事がちょっと難しい施設であります。

それから、教室の利用配分ということでもありますけれども、電気料が、えんの森の方で校舎をお使いになります。体育館は、体育館として使って参ります。校舎の方で、子メーターを付けるというお話を伺っております。それで使用分だけ、後ほど町の方に雑入として納めていただくという形態をとっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 私、出来たは良いけれども、利用がどうなのかという事が大きな心配ですね。空手をやられている方は何人程おられるのか。それから西円で開放事

業をやっていた時に、ミニバレーとか、その他の卓球等、色んな事についてお話を聞き  
ましたけれども、廃校になってからも、そういう方々が集まって、日常的に運動するの  
かどうなのか。その辺の実態を、もう少し詳しく言ってもらいたいと思います。

生涯学習の関係から、教育委員会が指導的に提案して、地域の皆さんから歓迎の声も  
聞きながらやってきたという事ですけども、私は、遠くからしか見ていませんけれど  
も、学校に子供がいなくなった時点で、そこはもう学校ではなくなるんですよ。子供が  
学校に居なくなると、夏休みでもない限り、自分の学校に訪れてくるというのは無いん  
です。そういう中で廃校になった校舎で、これだけのお金を掛けて果たして、地域が盛  
り上がるのかどうなのかという事では、私としては考えられない事業だなと思うので  
すが、その辺は、生涯学習課としては、どんなプログラムを持って、これに臨もうとし  
ているのか。それを明らかにしていただきたいと思います。

それから、お金の面でいいますと、電気料は使用メーターを付けるとおっしゃいまし  
たが、この学校の燃料費ですね。校舎と体育館は同じパイプなのか別々なのか。その辺  
は、どのようになっているか。そこをもう一度説明していただきたいと思います。よろ  
しくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** まず、利用形態であります。現在、存在しているのは  
空手、約10人を超える方たちの団体でありますけれども、昨年の実績で行きますと、  
延べ500人程の利用という事になります。

それから、PTA関係の絡みでございますけれども、これは学校活動上のもので、ミ  
ニバレー、軽スポーツという事で使われていて、当然、利用率は高いのだらうと思いま  
すが、学校開放の中でのカウントはしておりませんので分かりません。分からないとい  
う事で、どうするんだという事になるのでしょうかけれども、やはり1つは使える大きな  
所は、茶内の農業者トレーニングセンター、若い人達が搾乳を終えた後8時、9時から  
1時間ほど使われておりますけれども、その中でも、ミニバレー、バスケット、色んな  
活動をされておりますけれども、地域の方たちからも近くの使わない、この体育館を利  
用したいと、そういう形でありますのでプログラム利用率を高める為に、プログラムを  
というのは、今は特段考えておりませんが現状を維持しながら、初めての取り組  
みであります、皆様のお知恵もお借りしながら、プログラム等を作りながら利用率を高  
めていければと思っておりますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思いま

それから燃料費であります。燃料費、校舎と屋体に暖房機と換気のモーターと二つありますが、燃料タンク、地下タンクは1つであります。そういう設備でありますので、西円朱別の燃料は両方で使っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 廃校にするとした時点で、地域の方の要望で廃校にしたり、それから教育委員会自身もプランの計画からすれば、学校を廃校にして、統廃合の方向に進んで行った中で、統廃合になったら、この地域は活動が無くなるという事は承知の上で廃校に踏み切ったと思うのです。

それが、今ここで条例化してスポーツ施設にするという事が、私は廃校にする時に読みが甘かったのではないのかと思うのです。理由は、校舎が1つある事によって、1,000万円からの学校の事業費が入ってくると。そういう中で普通の勉強もしながら、夜あるいは校舎が空いている時には、地域の人たちが開放事業で体育館を自由に使えた、だからこそ学校は残るべきだと、私はずっと主張してきたのですが、今になって250万円も掛けて新たに条例を作ってやるという事自体、私はその整合性というか、その辺が分かりません。

それと、今までの廃校校舎はどう使われたか。生涯学習課長が色々言われましたけれども、東円朱別の場合は、町民の自治会施設として使って、使用料は他の会館並みに払うというような形で、お金もそんなに使わず使用しているという状況がありますよね。今廃校にして、こういう施設を作るという事になれば、これから廃校になった学校で、西円は良い事を行ったと、うちの地域でもやってもらいたいと、そういう事にはなりませんか。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 今回の西円の校舎あるいは、体育館の跡利用の関係につきましては、先程、担当課長の方から説明がありましたように、校舎については、えんの森の方で使うと、体育館につきましては、教育財産として、地域の体育館として活用していただくと、色々とお話がありましたけれども、統合と跡利用の関係については、分けてお話をさせていただきたいと思っております。

統合の関係については、平成19年から4年掛けて、地域でしっかりとプロセスを踏んで統合に結論を出した。跡利用の関係については、先程、空手の関係あるいはミニバレーの関係、あるいはPTA、そしてまた今後、地域では色んな活用が考えられている

ようであります。そういった事で折角ある施設を、何とか利活用しようと。町内には来年3月に閉校します榊町を含めると7つの学校の跡利用が、今後の大きな課題として、そのうちの1つが今回こういった形で、それぞれ利活用されると。

今後、琵琶瀬地区あるいは姉別地区、ここは校舎と体育館一体になっていますけれども、校舎そのものは、非常にまだ建って年数も経っていない新しい施設であります。ただ、体育館につきましては、それぞれ昭和42年あるいは44年に出来た体育館という事で、これを、そのまま利活用していただくという事は、非常に難しいかと。使っては駄目だという法の縛りはありませんけれども、そういった昭和56年以前、旧建設省の基準という旧建築基準の中では、この体育館の後利用については、非常に難しいだろうと。ただ、予定されます榊町につきましては、まだ、平成に入って出来た体育館であります。地域で西円と同じような形で利活用したいといった要望が出てきましたら、今回の、この条例の第2条の中で西円と同様の形で利用する事は可能であります。250万円を掛けてというお話もありましたけれども、今後、こういった後利用をしていただく為には、町費を全く掛けずに利活用をしていただくという事は難しいかと。確かに交付税上は、毎年1,000万円何がしのお金が、6年以降は完全に無くなってしまいますけれども、折角ある施設を何とか利活用していただく、そういった面においては、町としても、全く費用を掛けずに利活用してもらおうというふうには、段々ならないのではないかと、そんな捉え方をしております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長、既に閉校している東円朱別との使用料の整合性、向こうは掛かっていない。こっちは今回250万円補助掛かりますよと。その整合性はどうかと聞いているのです。

教育長。

**○教育長（内村定之君）** 円朱別地区の校舎の利活用については、平成17年に町の公の施設に位置付をされまして300万円程町費を掛けて、校舎の内部も当時改修した記憶があります。実際地域の方々が、自分たちの旧地域会館を地域の収納庫にして、色んな会合、そういったコミュニケーションの場に校舎が活用されております。

体育館の関係につきましては、地域文化館条例という事で、当時東円朱別も西円と全く同じ体育館とはいえ防衛予算で造られた、いわゆる講堂という位置付の施設でございます。完全に天井が剥きだしではない天井板で覆われた、気密性のある防音効果がある施設として、当時は体育施設としての利活用はならないと、防衛局の方で審判が下され

まして、当時、苦肉の策として地域としては、一体として使いたいというお話がありましたけれども、校舎と体育館を合わせますと1,000平米完全に超えていますので、消防法上色んな規制が掛かるという事で、完全に分離をして体育館については、教育財産として地域文化館、地域においては、その校舎部分を公の集会施設として位置づけられて、そこで光熱水費の50%の負担をしています。

ただ、旧体育館の部分については、町の教育財産として全て町の方で管理をさせていただいている、そういう状態であります。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 実際に閉校した所の地域の要望というのは、利活用の面でどのくらい要望が上がっているのか。全然上がっていないのか。上がっているとしたらどんなものか、という事が一つと、それから実際に、学校施設の償還終わっているのと、終わってないのと、西円は償還が終わっていると言っていますが、その違いは利活用の面で、色んな条件が違うのかという事がもう一点です。

それから、利活用する可能性どのくらいの規模の人達が使うかという事を、実際に茶内のトレセンが年間、農村も全部含めて1年間でどのくらい使用したか。あるいは霧多布の使用状況はどうか、という事があると思うのですが、前にも色んな議論があって費用対効果はどうなんだという質問もあったと思いますが、そういう面で本当に体育館施設として144戸の500何人という地域の人たちが、十分使えるだけの内容を持つのかどうか、非常に大きな問題だと私は思うのですが、やってみただけでも中々使えなかったという事にならないようにしなければと思うのですけれども、それもせんないの話だと。

もう1つは、西円にはもう1つ集会所があって、葬儀だとか色々やっているのですけれども、そこで非常に狭いものだから、下足の所はテントを立てているという使い方をされているのですけれども、実際に今の校舎跡が使えるという事になりますと、非常に便利だと思うのですね。そういう使い方が出来ないのでしょうか。

それから、もう1つは、今朝の道新だと思うのですが、道内で山村の中で、お年寄りの買い物、あるいは年寄りを預かる施設を作って利用しているというのが出ていたのですが、そういう利活用も考えられないかと。今、急に出た話ですけれども、本当にこの問題を地域の人達と一緒に考えていくのであれば、将来的にどういう事が必要なのかと

いう事は、やっぱり良く揉んでいく必要があるのではないか。そして、こういう方向で  
行くんだという事が出来れば、私は一番理想的ではないかなと思うのです。10月1日  
から、この施行するという事ですが、地域から話があってから、どのくらいの論議を重  
ねて、この結論に達したのか。その点についてお伺いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 答弁の方は、先の質問者、加藤議員の質疑応答の内容と重複し  
ない点にかかわっての答弁をしてください。

管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 1点目の地域の閉校した活用に関して、地域から要望があ  
ったのかどうかという事でお話を申し上げます。

まず、奔幌戸小学校は平成15年に閉校しておりますけれども、この時も教育委員会  
が担当しまして、利活用に関しましては色々と検討しまして、町のホームページに記載  
したり、または町民アンケートを実施したりもしたのですけれども、中々タイムリーな  
利活用の部分がありませんでしたので、今現在、この様になっております。

後、茶内第三小学校、今残っている部分ですけれども、茶内第三小学校も、平成20  
年度に閉校しておりますけれども、この事につきましても、教育委員会として利活用につ  
いて、どの様な考えがあるかという事では、地域と協議をしておりますけれども、地域  
としては、これという利活用の考えがないという事で伺っております。

貫人につきましては、先ほど教育長も答弁しております通り、現在は校舎部分につ  
きましては、地域のお祭り等の中で活用している状況であります。

姉別小学校につきましては、23年度に閉校しておりますけれども、借金が残っている  
段階で、この事についても、地域としては活用についての重みもある中、何かあった場  
合については、協議には参加したいという事で伺っております。

琵琶瀬小学校につきましても、23年度に閉校しておりますけれども、この中でも、  
地域要望として利活用について、地域としては、この様な方向で利活用したいという思  
いはないですけれども、教育委員会として利活用を考える時には、地域も含めての利活  
用の協議会の中に加えて欲しいという要望があります。

2点目の利活用に関する校舎等の負債が有るか無いかでの、利活用の活用についての  
違いを申し上げます。まず、補助金も起債等の借入等、全て終わっている段階について  
は、利活用に関しては補助金を、もし文科省から貰っているのであれば、文科省への報  
告事項で済みます。



ただ、起債等の借入がある場合については、色々な制限があります。まず町の公共施設に利活用する場合、教育財産から普通財産に、財産の所管換えをする場合については、これは財政当局の事も確認をさせていただいているのですけれども、繰上償還が必要になってくるという制限があります。また公共的な利活用でなく、民間への有償等の利活用については、文科省及び防衛局についても、基金を積み立てたりというような制約がございます。

3点目の自分の関係だけ答弁をさせていただきますけれども、西円朱別の集会場がある中での、葬儀としての利活用について使えるのかどうかという事ですけれども、提案の中でも申し上げたとおり、体育館につきましては、利用者を限定した地域体育館という事で利活用するという提案を申し上げました。葬儀等として使う場合については、不特定多数が使うということで、集会所扱いになるという事から、これも総合振興局の担当課の方とも協議をしましたがけれども、不特定多数が使う場合については、色々な制約、先ほど生涯学習課長が答弁申し上げたとおり内壁の防災化、または排煙の設備等の、そういう制約、大きな規制が出て来ている事から、その点については、無理という事で回答が出ております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 例えばという事で、総合体育館それから農業者トレーニングセンター、どの様な利用人数なのかというお尋ねでございます。

まず総合体育館、これは年度別にありますけれども、1万5,000人から1万9,000人くらいの幅で推移してございます。現在は1万5,000人程度の利用という事でありまして。それから茶内の農業者トレーニングセンターであります。平成17年当時までは8,000～9,000人の利用でありましたけれども、現在は6,000～6,500人前後で、この数年間推移してございます。

ですから、この規模と西円朱別の体育館との比較にはなって参りませんが、当然、6,500人のうち数に西円朱別はカウントされるのだらうと思いますし、要望の中でも茶内まで行っていたのですけれども、近くにあれば利用したいというお話も受けておりますので、当然6,500人という事にはならないのですけれども、利用出来るような施設であると考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 活用に辺りまして、どの様な経過で内部協議等がされたか

という点について、お答えをいたします。

昨年の8月にNPO法人えんの森が利活用したいという要望を受けまして、閉校校舎が利活用出来るかについて、文科省、防衛局の方に連絡を入れまして、利活用出来るかどうかの部分で協議をさせていただいております。それを受けまして、昨年の12月に利活用検討委員会を開催しまして、西円朱別小学校も含めての中で、お話をしていますが、西円朱別小学校につきましては、NPO法人えんの森から、この様な利活用の要望があるという話を検討委員会の中でお話をしております。

それを受けまして、年が明けて1月ですけれども、色んな規制があるという事が分かりましたので、まずは電話等で総合振興局担当部局の方に、この様な事で利活用したいけれども、どのような制約等があるかという事を問い合わせしております。今年に入りまして、教育委員会の中で内部協議を6月・7月・8月で、それぞれ1回ずつ開催をしまして、今回の提案になっておりますので御理解を願います。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 償還の部分については、無い場合は報告事項だけで、ある場合は制限が付くという事をお伺いしました。それで一般の場合、使用者これは西円が、もしこういう条例が出来ても利用するという事になると、これは出来ませんよと、限定された部分ですよという事になるのかどうか。お聞かせ願いたいと思います。

それで、全体的に見て西円の場合は償還が終わっているから報告だけで良いんだと、色んな制限は付かない、ただし、消防法にかかわる部分については色々ありますよと。しかし、避難所としては、可能だという答弁があったのですが、これは良く理解出来ないのですが、今までもここは避難所になっていたからそうだという事になるのですね。なんら制限はないのか。避難所になりますと、これは一夜を明かすという事もあり得ますから、暖房も使う訳ですけれども、それはどうなのかという事であります。これから色々と閉校した学校の地域の皆さんから要望が上がって来るかも知れませんが、今までのところ西円を除いては、殆ど新しい要望がないという事が、報告されているのですが、これは実際に利活用するにも条件が悪いという事なのか、それとも今言った、償還が残っているから条件が必要だという事で中々進まないのか。お話を聞いていると、アンケートを取ったけれども、要望としては上がって来ないというお答えが、あったかに聞こえたのですが、そういう状況で、町としては使ってお金を掛けるよりは、放置していれば、お金が掛からないから良いんだという感じもしなくもないのですが、例えば奔幌戸

の校舎を利用するというのは、津波に耐えられないという事は、はっきりしている訳ですね。貫人であれば高い所ですから、あそこまで津波が来る事は、多分ないだろうという事も考えられますけれども、そういう面から見て、やっぱりこの他の閉校の状態と、西円の活用の状態は、私はかなり公平ではないという感じに受けるのですが、それは私の見方が間違っているのでしょうか。非常に地域の皆さんの要望が熱心だったから、そして西円の場合は償還しているから、非常にやりやすかったから、10月1日から施行するという考えになったという事が、流れとしてはそういう事になるのでしょうか。

今、報告されました茶内トレセンと総合体育館の関係で、一般の人の使用数というのは、この中にどのぐらいあるのか、多くは小・中学生が利用している。農村トレセンというのは、農家の方もかなり入って居るのですけれども、小・中・高も入るんですかね。内訳としては、一般の人と分けて考えればどのぐらいのなるのか。一般の人が何名で、小・中・高が何名と分かれば教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 私の方は、たくさんご質問いただきましたけれども、地域体育館の利用者は限定されるのかという事で、これは条例の作り方の中で、当初、お話をさせていただきましたけれども、法的規制をクリアーする為に、地域住民という形での条例規定をさせていただいております。当然、先ほど西円朱別地区、茶内第一、第三というお話をしましたが、スポーツには垣根がございませんので、地域の皆さんと仲良く、この施設を使っていただければと思っております。

それから避難施設という事でありまして。これまでも西円朱別小学校は、火災なり広域避難場所としての指定がなされております。校舎内部についても当然であります。ただ、これは3月に閉校になってしまって、機械類が全て止まっております。暖房、換気設備が止まった状態であります。防音校舎であります。換気が機械を動かさなければ出来ません。そういう形で、今回は小学校の使用形態と一緒に設備を動かして行かないと、避難施設としても温かいうちは良いのですけれども、冬になったら出来ませんので、そういう予算を計上させていただいております。

それから、総合体育館、小・中学生が、そして一般が、それと茶内農業者トレーニングセンターこれも同じ質問でございます。今、突然そういうご質問をいただきましたので、一般が何人かという事は申し上げられません。資料がございません。ただ、小学生が使うというのも、当然、ありますけれども、どれだけの比率かとなったら6分の4程

度、6割は子供たち、4割は大人というような感じで、今資料がございませんのでお答えできませんが、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 私の方の関係で御答弁を申し上げます。閉校した学校の利活用に関して、地域との差があるかどうかという事でお答えを申し上げます。

教育委員会としましては、学校閉校後の後利用については、従前から色々と議論・検討している経過があります。先ほど、ちょっと旧奔幌戸小学校の事を、例にとってお話をしましたけれども、アンケート調査等のお話もしましたけれども、中々後利用については進まないのが実態であります。文科省並びに防衛局からは補助金等が入っている中で、閉校した学校の利活用について、浜中町としては、どのように考えるかという事も再三もらっている中であります。閉校した後の利用については、地域としても閉校時に利用について、どの様な思いがあるかという事では、教育委員会の方としては、お話をさせてもらっております。

また、姉別小学校の話申し上げますと、地域の中でも国道の側にある姉別小学校を、あのままの形で放置するのは忍びないという事で、色んな条件がありますけれども、教育委員会として利活用を考える時にあたっては、地域としても利活用の組織を作ったので、その時については、一緒に協議等をしていきたいというお話をもらっております。

それから地域として利用するに当たっての差は、私は無いと思っております。教育委員会としても、閉校後の校舎の利活用については、あのまま放置して置いては、朽ちるばかりである事から、苦慮しているというのが現状である事を御理解を願います。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 最後にお聞きしたいのですけれども、実際に校舎が残っていると、それを活用する場合には、どうしても費用は掛かりますということは、はっきりしていると思いますが、その逆に閉校した学校は、そのまま残っていると行った場合に、これは廃屋になるんですね。これを処分するという事になると、相当処分するお金も掛かるという事も、これからの問題として出てくるだろうと。今、お伺いしますと、地域の利活用が無いという事であれば尚更、そういう事態が生じる。それは半端な金額では多分無いんじゃないかと、産業廃棄物の処分でしょうし、廃校の後始末も大変な費用が掛かるだろうと想像しますけれども、その点についても、どのくらいの考えがありますか。または検討された経緯はありますか。最後をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 閉校した校舎の、何も使わない場合の解体にかかる関係についてお話を申し上げます。教育委員会としては、何とか利活用と考えておりますけれども、解体という事については、先に体育館の事で教育長申し上げましたけれども、昭和40年代等体育館の建設が3校程ありますけれども、それについては将来的には、取り壊して行きたいというお話をされていますけれども、それにかかわる校舎及び体育館の解体に関する経費の積算は、教育委員会としてはしておりません。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 大変厳しい質問が続いているという感じがしますが、1点だけお伺いしておきたいと思います。今、生涯学習課長から、避難施設としての活用も当然、視野に入っているというような答弁がございました。仮に、西円朱別小学校の体育館並びに校舎を、このまま使わないで避難施設としての利用という事を考えた時に、それを維持していく為に、どの程度の費用が掛かるとお考えですか。その点だけ伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） 数字的な部分だけでお答えをして行きます。そのまま単純に、避難施設として設備が現状で動いていくという事でいきますと、維持費用としては145万円程度は掛かって行くと、これに管理費という事で人件費が発生するというような試算をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 1点だけ確かめさせていただきます。学校跡地利用という大きな目標において、こういう利用形態もあって良いのかという事は僕も思っております。ただ1点だけ北海道防衛局から施設の転用に関しては、無償とすることの条件提示がありました。という文言が資料の中であるのですけれども、これは償還が有る無いかにかかわらず、こういう提示があったのかどうか。という点を1点だけ確かめさせていただきます。

先ほど来、申し上げましたように、この利用方法については、僕自身はあっても良いかと思う点もございますけれども、ここで一般会計の補正の方でお伺いしますけれども、若干見直す点もあるのかという思いもありますので、まず、この点を確かめておきたい

と思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ただいまの御質問にお答えいたします。旧西円朱別小学校の跡利用に関して、北海道防衛局の方の補助がありますので、跡利用について、どのような制限があるかという事で問い合わせをしたところ、償還金が有るか無いかという部分では聞いておりません。現在の旧西円朱別小学校を利活用するに当たっての制限は有るかどうかという事で聞いております。その段階で利活用するに当たっては、無償とするのが条件という事が言われましたので、それに当たっての利活用を考えて、このご提案をしたところでありますので、御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ちょっと分からないのですが、無償とすべきである条件の根拠といたしますか、それは何処から出ているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 条件につきましては、北海道防衛局の担当者からの意見・見解でありまして、何をもって無償にするかは確認しておりません。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時 3分）

（再開 午後13時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号の討論行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は浜中町地域体育館設置条例に反対する立場で討論に参加いたします。

まず初めに、私は自分の質問の中で心配事があるという事で話した事、それはこの地域体育館施設が、地域の町民の皆さんに大いに活用されるかどうかという事が心配でありました。しかし質問の中で、使用のプログラムの予定、どういう方々に365日の内、

どのくらい使用されるものなのかという事が殆ど具体的に示されませんでした。どれだけの人達の要望があり、どういうプログラムを持って活用されるのかと、要望に応えるそういう施設が造られて、初めて議会としても喜んで決議できるだろうし、町民も納得出来るものだと私は思います。

もう1つは果たして、今時、地域の方が体育スポーツに興じる、楽しむという事で集まって来るのかどうか、この辺も疑問です。水泳のプールの使用についても、あるいは体育館についても、先ほど6,000人とか1万5,000人とか確かにありますが、それは暮帰別にある体育館は、中学生・高校生が授業の中で、あるいは部活等での使用も沢山あった様に思いますが、そういうところですら、夜の一般の市民の活用というのは、限られた人のみの使用だと私は見ております。色んな若者の集まりでも、1つの目標を持って集まってくるという状況に残念ながら、今の浜中町には見られないというのが私の考えでありまして提案された、浜中町及び教育委員会が、今働いている人々がスポーツを通して集まって来る、楽しめるような環境にあるのかどうかという事では、町がそう見ているというのは間違いではないのかと思います。

色んなスポーツ施設というのは、やはり小学生・中学生・高校生等、それに続く若者たちの集まる所があって初めて地域が成り立つものだと思います。そういう点で言えば、西円朱別小学校はもう廃校になってしまいましたけれども、この様な事態が起きる事は、廃校になる前から明らかな事でありました。そういう事からすれば、今さら残して、どうこうというのは変な話になるかも知れませんが、そこまで考えるのが、教育を携わる教育委員会や、あるいは浜中町ではなかったのかと思います。廃校になったから、これからどうやって盛り上げようかという事自体、今回の浜中町の提案は、とても無理があるという事から、私は悪くはない案であるけれども、実際にはすぐわないと思います。そういう点では、時期尚早と。もう少し時間を掛けて地域で本当に、この施設を活用出来るのかどうか、そういう事も議論しながらプログラムをきちんと作って、そして提案する、そういう機会を持つべきだと私は思ひまして、反対討論といたします。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 本案に賛成する立場から、討論をさせていただきたいと思ひますけれども、御案内のように私は当事者でありますから、そういった事を冷静に判断し

ながら賛成討論をさせていただきたいと思いますが、まず反対者からの先ほどの質問の中に、学校が無くなると地域活動が衰退する事を承知で統合に向かったのではないかと、というような議論がありましたけれども、これは全くの間違いであります。

子ども地域は、色んな角度から議論を重ね、最終的に子供たちの教育環境を優先するのが妥当だとベストだという事から、閉校というものを決めた訳でございまして、その段階から平成元年それから2年に亘って、素晴らし校舎構堂を建てていただきました。僅か20年で校舎を空き家にする事が、どうしても忍びがたい、そういう思いから、地域で色んな議論を重ね、跡利用についても話し合ってきた所でございます。

その結果、先程の提案理由の説明にもありましたけれども、NPO法人えんの森の活用と地域の体育館としての活用が一番今のところベターだろうという事で、教育委員会と議論を重ね協議を重ねた結果、こういう条例提案になったのだと、私は理解をしております。今の反対討論にありましたけれども、如何に、この施設が活用されるかどうかというのは、確かにその通りであります。不透明な部分はたくさんあると思います。

しかし、そこが使えないという事よりは、使って少しでも地域のコミュニティーあるいは地域の方々の体力増進、そういったものに使える事の方が、より活用として良いのではないかと、その様に思いますし、ご案内に様に、来年閉校します榊町小学校を加えますと7校の閉校校舎を抱える訳です。この閉校後の校舎の跡利用について、今大きな課題となっておりますし、既に所管の常任委員会でも、先進地を視察し、その利活用について検討をなされてきまして、それなりの提案を理事者側にもしている訳です。そんな中でのモデルケースとして、この議案については是非とも通していただいて、利活用を図って行くのが、ベストではないかと私は考えるところでございます。

確かにそれぞれ、その体育に親しむ時間というのは、それぞれの仕事に追われて限られてきているのかも知れませんが、少しの時間でも合間を縫って近場にそういう体育施設がある事によって、気軽に行ってスポーツに親しむ事が出来るという事もありますし、今までの実績からしますと、空手それからミニバレー、今後、浜中町は双六かるたも大変盛んに行われておりますから、そういった活用も是非させていただきたいという要望もございます。そういった事からしますと是非、空き家にするよりは、多少の公費がかかってもそういう形で利用する事が望ましいのかと思いますし、空き家にしておいても、先ほどの様に、避難施設として活用するとなれば、それなりの維持管理費は掛かる訳ですから、そういった事から考えますと、私は、こういう事をモデルケー



スとして、残された6校についても色んな利活用について、真剣に議論する1つのたたき台になるのではないかと、そういう思いから本案に賛成するものであります。以上。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 私は原案に反対する立場から討論に参加いたします。

今、賛成討論の中にございました、地域の要望があつて、ずっと話し合いをしてきたと言うことであります。私は質疑を通じて感じた事は、地域の体育館としての活用に限定したと、そういう条例であるという事であります。これはもっと討議を重ねて、安定的継続的に利活用できる方向を見いだす努力が必要ではなかったかと、まず第一に感じました。それは、閉校した地域からの利活用の要望が殆ど出てきてない。それは閉校を決定するプロセスに大きな問題があつたのではないかという事であります。

例えば、閉校する場合にどうしても色んな経費の問題が地域の人を過ります。昨日も私、一般質問の中で述べましたけれども、実際に姉別の場合は、閉校すれば6,000万円近く掛かると、6,000万円というのが3年据え置き12年償還、これを均しますと1年に500万円の返還をすれば良いという事になる訳ですが、この閉校の維持をする為に、利活用する為に約150～60万円掛かるという事でありますから、償還を含めて500万円であれば、これは避難施設にもなりますし、その学校に子供が居る限り続けられると、これは学校運営が出来ないという状況になれば、いつでも閉校出来る訳ですから、そういう面でも持ち堪えるという点では、私は形式的に見ても必要だし、その地域をしっかりと振興して行くと、持ち堪えて行くという事が求められると思うのですが、そういう点での論議が十分されていない。その証しとしては、閉校した後の処理をどうするかと、解体等にどのくらいの経費が掛かるんだろうと、それは検討されていないという訳ですよ。これもまた無責任な話だという点があります。

それから、一般人の使用実績これは分析されていない、小中学校・高等学校生が、かなりトレーニングセンター等、そういう体育館施設は使っているのが大半だと思いますけれども、一般人の使用については、ちゃんとしたデータが出ないということですから、これも十分な検討をされていない。

もう1つは、今の賛成討論の中にもございましたけれども、この条例が今後の廃校の利活用モデルケースになるという事であります。そうであれば、たたき台になる訳ですから、尚更十分な論議を重ねてやっていく必要が、あつたのではないかというふうに考

える訳であります。そういう点で、この条例がこれからの手本になるという事ですから、もっと論議を重ねて、しっかりとしたデータに基づき、利活用する場合の、色んな持ちこたえられる様な、対応を考えていく必要があったのではないかという事であります。

今の時期に、これをどんどん進めて行くという事には、大きな疑問がありますし、検討の段階での実際の資料の分析も不十分であると感じて、この条例案に反対をいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり決定する事に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（波岡玄智君）** 起立多数です。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第62号財産の取得について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第4 議案第62号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第62号財産の取得について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、中型福祉バス1台を購入しようとするもので、7月の町議会臨時会で予算議決をいただいております。この福祉バス1台の購入にあたり、去る9月11日、町外業者3社により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、三菱ふそうトラックバス株式会社 北海道ふそう釧路支店が31,290,000円で落札いたしました。

なお、納期は平成25年2月28日までとしております。ここに議会の議決に附すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） ただ今、財産の取得について提案がありました。

7月の臨時議会で、3番議員が質問されていたと思うのですが、通称のピンクバスという事で浜中町のカラーですね。ピンクというのは。それで、その様に出来るのかという問いに対して、回答はそのように要望していくという内容のものでありました。その通りになるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） ピンクバスいわゆる中型の町の福祉バスについての更新のお願いでした。先の議会でもお話ありましたが、現有のカラーを維持出来るのかという事でございますが、福祉バスに関しましては、従来の浜中町の特殊カラーの、カラーボディーに塗装する予定であります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の答えはちょっと分からなかったのですが、2月28日に納期ですから、納品後にピンク色に塗装し直すという考え方ではないんですね。要望した結果、何が原因で駄目だったのか。ピンクカラーという要望をしたと、防衛施設局では査定を受けて、その色にならなかったという理由、しなかったのですか、その辺、詳しく教えてください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 端的にお答えさせていただきます。要望をしてピンクカラーを維持出来るという事で、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第5 議案第63号財産の取得について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第63号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第63号財産の取得について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、特別養護老人ホーム送迎用、福祉バス1台を購入しようとするもので、7月の町議会臨時会で予算議決をいただいております。この特別養護老人ホーム送迎用、福祉バス1台の購入にあたり、去る9月11日、町内外業者3社により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、鉤路トヨタ自動車株式会社が7,700,000円で落札いたしました。

なお、納期は平成25年3月15日までとしております。ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第64号財産の取得について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第64号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第64号財産の取得について提案の理由をご説明申し上げます。本案につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、本町の最終処分場で使用する油圧ショベルを購入しようとするもので、7月の町議会臨時会で予算議決をいただいております。

現在使用している油圧ショベルは、平成10年度に購入して以来14年を経過し、総稼働時間9,790時間を超え、老朽化が著しいことから更新しようとするもので、去る9月11日に、町外業者3社により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、コマツ道東株式会社釧路支店が6,898,500円で落札いたしました。

なお、納入期限は、平成25年2月28日としております。ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

1 番田甫議員。

○1番(田甫哲朗君) 油圧ショベル等ホイローダーで、7月の臨時会で二千何十萬円の予算計上だったと思います。落札率を見ますと48.65%、ミニホイローダーが45.21%となっております。僕は以前に医療機器の時も同様の質問をさせてもらった覚えがあるのですが、この予算を計上する段階で、半分以下ですよ、こんな予算の計上の仕方というのは本当にありですかという事で、以前質問したのですが、他の例えばバスなりでは90何%、ほぼ予算に沿ったもので落札されております。

予算をつくる段階での見積もり、どういうやり方があったのかという事になると思うのですけれども、これは予算を上げる段階で、もっと実態に即した予算の計上の仕方をすべきだと思うのですよ。仮に半分で済んだとしたら、予算の段階で半分約1,000万円という防衛交付金のお金の使い道というのは、もっと可能性があったはずで、これに1,000万円を捉えてしまっている関係で、例えば、何か今回は見送らなければならないという事業があったとすれば、これは、とんでもない怠慢ではないかと思うのです。これが何故こういう落札率が、こういう価格になるのに予算の段階で、倍の金額になるのか。再度、説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 今回の予算でございますけれども、7月の臨時議会に置きまして補正計上させていただいたものでございます。予算計上する時には、町で作成した使用書を基に、三社から参考見積もりを提出していただいております。その見積もりの中から、本体あるいは、その他付属品に細かく分けまして、それぞれの最も安い積重ねた金額を予算計上させていただいております。

今回入札におきまして、予定価格に比べまして、油圧ショベルにおきましては48.65%という落札になった訳でございますけれども、私どもも、ちょっとびっくりしているところでございます。業者に確認したのですけれども、参考見積もりの段階では、どうしても定価あるいは標準価格による見積もりを出していると、そのような事から若干高めの設定になると。実際の入札に当たっては、競争入札でございますので、今回はメーカーの意向もあつたり、また販売会社の新たな顧客の開発、特に官公庁に納品するという事は信用問題だとか、後々あるので頑張らせてもらったというような事でございます。

ですから、当初見積もりが甘いという事ではないかという事でございますけれども、最初にいただいた参考見積もりにつきまして、適正かどうかの判断は、私どもには比較する資料がございませんので、しっかりとした判断が出来ませんが、前回購入時の価格を参考にしまして、大体妥当なところでないかという事で判断して、予算計上をさせていただいております。

ですから、過剰な予算計上という事ではなくて、競争入札の結果、この様な安い金額になったという事で判断しておりますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 中々理解が出来ないのですけれども、極端に言えば、営業努力で半分以下になったというお答えかと思えます。では何故ピンクバスはならないんだという話に、これまたなる訳です。

以前、使われていたパワーショベルの購入した時の資料を基に、見積もりを計上したとありますけれども、以前に購入した時のパワーショベルの金額というのは、予算計上した時の1,000万円以上ですか。多分、単体で言うと、その金額で購入されているという事ですか。それとも600万円～700万円くらいで前回も落札されているという事ですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 現在使われている機械の落札率までは把握しておりませんが、購入金額につきましては、1,207万5,000円という事で購入しております。これが14年前の金額という事で、時間の経過等を考えて当初1,400万円程予算計上させていただいておりますけれども、この辺の金額で妥当と言いますか、その様に判断して予算計上させていただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 入れ替える前の機種と大きさや能力が、今回購入する物とで差があるのか。それによって、この金額に開きがあるのか。今まで使用されていたのが、前回1,200万円で購入されたと、今回約700万円相当な開きがございます。普通に考えますと、能力的にパワーが落ちるとか何らかの要因がなければ、これだけの開きには多分ならないと思うのですよ。前回、営業努力がなかったという話では、決してないと思えます。そこら辺どうですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 当初、使用書を作成する段階におきましては、現在使用している機種を基に作成しておりますので、機能を落とすだけとか、そういうような事はございません。同様の機種という事で考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 1番議員が内容をまだ把握していないようですので、私からも確認しますけれども、3社から見積もりを取ったと私は聞いております。その段階で金

額は先ほど言っていないかもしれませんが、全て1,000万円以上の参考見積もりがあったと私は聞いておりました。そういう事で良いのかどうか。

それと、その1,000万円以上の参考見積もりを基に、過去の更新される前の機種が1,200万円くらいで入っているから、それを参考にして予算計上したと、私は理解しているんです。今回の結果については、現有車両が日立の機種、今回は小松さんの機種が入ったという事で、業者間同士の相当なシェアの奪い合いがあったのではないかと、そういう事からして、これら大きな差が生じたとは私は理解しているのですけれども、そういう事でよろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（金田哲也君）** 当初、3社から参考見積もりを提出いただいております。先ほども申しあげましたけれども、その見積もりの本体あるいは、その他付属品毎の安い金額を基にして予算計上させていただいておりますので、その3社ともそれなりの見積もり金額であったという事でございます。

それと後段の部分でございますけれども、真意の程は分かりませんが、一応メーカーさんからの強い希望もあったという事で、販売会社も先ほど言いましたように、新たな顧客を開発するという事で、頑張りましたという様な事でしたので、競争入札によるこの様な安い価格での落札になったと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 今回の防衛交付金にかかる、各種車料等の購入経過でございますけれども、前回の議会でも医療機器の関係で予算額と落札額の比率が大きいというご質問がございまして、今回も出された訳ですけれども、防衛交付金を受けて、事業を執行するに当たって、この事業費の見積もりが、今担当課長からお話あったように、今回はショベルですけれども、その販売業者3社からの見積もりを提出していただいて、その中から安い部分を拾いながら、事業費を積み上げて、多少その時点で実際に入札になれば下がるだろうなという予測は立ちます。

ですが、事業費として算定する場合に、これを基にして防衛庁の方に交付申請に行く訳ですから、この事業費はどういうふうに算定されましたかという質問をされます。これは、各業者3社の見積もりで、こういう形で浜中町としての事業費を見積もりましたと、その段階で1割は落ちるだろうと、あるいはもっと落ちるから、事業費を下げるかという事にはならないんですよ。これは逆に言うと、どうしてそういう額になるんです



かと、その根拠は何ですかと、逆に求められます。あくまでも事業費算定は、今担当課長がおっしゃっているように、その見積もりを基にした町の積上げの数字で事業費と算定し、それを基に防衛施設局から交付決定をいただいて入札に付すと、あくまでも競争入札の結果ですから、決して過大見積もりですとか、そういう事ではないという事で御理解をいただきたい。防衛交付金の事業費算定は、そういう仕組みになっているという事で御理解をいただきたいと思いますので、入札執行者の方から、その点だけ御説明させていただきます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第65号財産の取得について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第7 議案第65号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第65号財産の取得について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、除雪トラック1台を購入しようとするもので、3月定例議会で予算議決をいただいております。この除雪トラック購入にあたり、去る9月11日、町外業者3社により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、東北海道日野自動車株式会社釧路支店が34,912,500円で落札いたしました。

なお、納期は平成25年2月15日となっております。ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

また、この事業の財源について、若干ふれますが、当初、社会資本整備総合交付金事業として、取り進めてまいりましたが、4月中旬、当該事業1次配分不採択の通知を受けました。その後、全道における1次配分執行残による2次配分での事業採択の可能性について、釧路総合振興局と打ち合わせを重ねてまいりましたが、年度内納入の限界時期となりましたので、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入することとしたところでございます。この予算の整理につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の最終確定時期が、例年11月中旬であることから、12月定例議会で社会資本整備総合交付金との組替を含め行うことといたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

6番中山議員。

**○6番（中山真一君）** 3月定例議会で予算計上したものが、色々と大変だったので、今になったというような事でございますけれども、除雪車の購入につきまして納期が2月15日、今からまだ5か月先、今までの福祉バス等につきましても、随分納期が長いのですが、2月15日除雪トラックをかうのに、もう除雪の時期に到着している、もう少し納期を短く出来ないものなのかどうか。その辺について、お尋ねさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設水道課主幹。

**○建設水道課主幹（中川亮君）** 除雪機械の納期につきましては、納入業者3社とも協議をいたしましたが、結果として東日本大震災その影響が、まだ建設機械には残っております、3社ともですけれども5か月、場合によっては6か月掛かるという回答を得ています。震災がらみでやむを得ない、それと除雪に支障を来すという事は、極力避けたいと思っております。それでも5か月という形のもので、お願いしたところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第66号平成24年度浜中町一般会計補正予算(第3号)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第66号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第66号平成24年度浜中町一般会計補正予算(第3号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、財政調整基金積立金や新規就農者育成対策に要する経費、災害対策に要する経費など、今後必要とされる経費について、補正をお願いしようとするものがあります。補正の主なものを申し上げますと歳出、2款総務費では、基金積立金で、地方財政法第7条第1項の規定による4,100万円と浜中町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条の規定による50万円で、計4,150万円を財政調整基金に積み立てるための補正のほか、電算システム運用に要する経費で259万円の追加、その他、町有財産に要する経費では、浜中駅舎外装改修工事として199万5千円の補正など、総務費全体で4,943万7千円を追加、3款民生費では、指定寄附による積立金で、福祉振興基金に40万円を追加するなど、全体で46万7千円を追加、5款、農林水産業費では、新規就農者育成対策に要する経費で、道補助金を受けて実施する青年就農給付金事業補助1,125万円など1,432万9千円を追加、7款、土木費では町道維持管理に要する経費で委託料300万円を追加、8款、消防費では、災害対策に

要する経費で津波防災マップ作成委託料と、標高表示板設置工事などで528万7千円を追加、9款、教育費では、指定寄附による積立金で、育英事業基金として30万円を補正するほか、中学校管理運営に要する経費180万6千円、その他体育施設管理に要する経費で、議案第61号で議決いただきました西円朱別地域体育館の維持費131万5千円の補正など、教育費全体で371万8千円を追加。以上により、今回の補正額は、7,623万8千円となります。

一方歳入につきましては、道支出金などを充当するほか、地方交付税、繰越金などを財源として充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は80億2,688万2千円となります。以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては税財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） （議案第66号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

9番野崎議員。

○9番（野崎勇君） 19ページの水産振興に要する経費の修繕料、これは4月の大雨で、町有干場の道路が破損して経費が掛かったと思うのですが、確認の意味で、何処の干場が被害にあったのか知っておきたいと思いますので、何処の干場の場所か、それだけで結構です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○ 水産課長（佐藤佳信君） 予算書19ページの水産振興に要する経費の修繕料130万円の場所でございます。町有干場でございます。湯沸第4番地という団地名です。場所につきましては、下海岸を下がって行って、個人の名前を出して恐縮ですが、石塚さん上がった上の場所2区画でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 2点ほど御質問をさせていただきます。17ページの一番上にありますけれども、風力発電施設管理に要する経費の需用費の修繕料でございますけれども、当初予算で231万円組んでいまして、今回また245万7,000円で、合わせると476万7,000円の修繕料ですが、聞くところによると、翼ピッチ駆動用油

圧シリンダーの交換というお話ですが、最近見ていると止まっているような事もあるし、修繕料が掛かり過ぎているんじゃないかと思うのですけれども、今回補正した部分と合わせて476万7,000円の内訳が分かれば教えていただきたいのと、実際ゆゆうで使っている電気、それと売電した電気というのは、計画どおり進んでいるのかどうか。その辺もお知らせをいただきたいと思います。

それと2点目ですけれども、21ページの上段です。災害対策に要する経費の13節委託料と工事請負についてお尋ねをします。津波防災マップの作成については4,000部ですが、何時まで作られるのか確認をしたいと思います。それから、標高表示板設置個所の測定調査委託料、これが104ヵ所ですけれども、この選定は、何処の業者に委託して、どういう基準で選定したのか。地域の要望とかを聞きいれて選定しているのかどうか。この前、地域毎に道のデータが出た段階の説明会があったと思うのですけれども、その中で地域の要望が反映されているかどうかを確認したいと思います。

それから工事請負費の、表示板の設置工事ですけれども、海拔表示板を作るという事で、電柱とかには張らないで表示板で全て表示するのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** まず、今回出されております、風力発電の関係の修繕料であります。この事につきましては、先程、議員の方からもありましたけれども、当初は230万円程の予定をしています。箇所的には若干違っておまして、当初の230万円というのは、前年やりました年次点検の中で、今年修理をどうしても掛けていかなければならないという形で、当初予算計上させていただいた、そして8月の時に修繕をさせていただきました。その中で、今回再度翼ピッチの油圧シリンダーの交換という事が出て来ました。この事につきましては、実際の用途としているのが、羽の角度を変えていくシステム3機分がある訳ですけれども、その1機分が今回、油圧部分の変形をして不良という事で、実際はこの1機だけを直せば良いのですけれども、全体の負荷がどうしても3機連動で、この羽の抑制をして行くという状況があります。部品については予備の部品を設置しております。部品代は掛かりません。

これは今回、工事費と技術者の出張料といいますか、それにかかわって今回、この修理費になっております。これも2日間程度で作業出来るという事でございますので、この稼働については、ある程度、電力の消費の発生が落ちますけれども、2日間程度で押

さえられるのかと思っております。それと修繕含めて、ゆうゆの売電、消費できる量でございませけれども、現在、昨年までの中では349万5,000円程、ゆうゆの方で使わせていただいております。計画的には大体400万円から300数十万円の中で、ゆうゆで電気を消費していたという形では、昨年はある程度、予定どおりの消費をしたという形になっております。

今年度についても、修繕等、年次点検もそんなに掛かっておりませんので、夏期間の風の弱い時にある程度、消費が少ない時にもやっていますので、そういう形で作業を進めさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（上田幸作君）** 予算書21ページの上段、最初の津波防災マップ作成委託料231万円の関係で、4,000部作成する説明をしておりますけれども、いつ頃までにという事ですが、これにつきましては2月末か、ないし3月に完成を見越しております。

それから、次の標高表示板の測定調査委託料と設置工事の関係で、選定は何処か、どのように地域の意見を取り入れたのかという事でございます。選定につきましては、私も担当で町内主な箇所、地域によっては2・3点、避難経路だとかという事で、現在104箇所選定しております。それで地域の要望という事で、早目に自分たちの住んでいる場所の標高、それから避難する先の標高を早めにお知らせいただきたいという事で、今回予算上げております。

その前に、今月配布になっていると思っておりますけれども、本当に概算的な標高ですけれども、各戸配布と言いますか、住民広報と一緒にチラシ配布で、主な地点ですけれども、お知らせをしております。インターネット上で調査した標高ですので、あくまでも概算という事で押さえていただきたいと思っております。地域によっては、2・3箇所で済む地域もありますし、平面的に広がっている所は4カ所、5カ所という所もありますし、高台なんかも設定しております。

ただ、この場所を選定した後に、ちょっと添えたいのですけれども、皆さん御承知のとおり、国道を管轄している開発局、それから道道管轄している建設管理部さんの方で、私ども道道の脇にも設定しようという事で選定したのですが、今国道は、特にうちの場合には支障がないのですが、道道の方でも300mピッチで標高表示板、もう既に国道ではお気づきの青地に白い文字で標高を設置しておりますけれども、道道も設置すると報

道で知ったものですから、早速、北海道の建設管理部さんと協議をさせてもらいまして、道道は道道の方で設置して、うちは道道の横に予定していた所とは別な場所に移そうと考えておりまして、早急に30カ所くらいになるのですけれども、その分は別な場所に広げて104カ所程度設置したいと考えております。

それで先ほど、電柱にはしないという様なお話だったと思いますけれども、主には北電柱、一部NTT柱もありますけれども、主には北電柱を予定しておりまして、104箇所のうち、77箇所くらい先ほど言った道道との関係もありますので、多少変わってきますけれども、当初の予定では77箇所くらいを、北電柱、NTT柱その他、物がないような場所につきましては、支柱を立ててという事、それから目立つ場所として、公共施設の壁面等もそれぞれ予定しているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** ゆうゆの関係ですけれども、話としては分かりました。前年は300万円から400万円ゆうゆで使っていると、今年度もその程度で推移しているという事ですから理解をいたしました。

次に、防災マップの関係ですけれども、3月末までに作って各戸別に配信するという様な事になっていると思っております。それから表示板の設置については、業者をお願いしたのではなくて、担当者が決めたという事ですよね。そしたら、この調査委託料というのは少ない金額ですが17万7,000円というのは、何になっているのですか。

もう1つは、表示板の設置工事の方ですけれども、北電柱を使うのが77カ所、残りが表示板を使って設置をするという事ですけれども、270万円という予算であります。一昨日の道新に出ていましたけれども、隣の厚岸町では、160カ所に海拔表示板を付けると、そして、ここでは溯上高も合わせて表示するという事で、予算的には230万円出来るという事のようにです。

それで、厚岸町は160カ所で230万円、1カ所あたり1万4,000円程で済むのですけれども、浜中町の場合は104カ所、1箇所あたり2万5,000円もお金が掛かる、こんなに違いがあるのでしょうか。溯上高は表示するのですか。その辺をちょっと確認させてください。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（上田幸作君）** まず前段の調査委託料17万7,000円、その場所の選定につきましては、地域のお話ですとか、町で決めておりますけど、この調査委託

料17万7,000円につきましては、正確な標高を計る委託という事で場所はこちらで示しまして、この部分が海拔何点何メートル、表示的には小数点1まで、例えば5.7メートルか5.3メートルとかという調査の委託でございまして、場所をお願いしたという事ではなくて、海拔を計っていただくという内容になっております。

それから設置工事の単価の関係ですけれども、浜中町270万円、御承知のとおり厚岸町さん160ヵ所で230万円程度、厚岸町さんの方も、確認はしているのですけれども、230万円の中にはいわゆる前段の調査、海拔の高さの調査も若干入っております、その分については、ほぼ同じ金額でうちも見越しております。問題は設置工事代ですけれども、当初申しましたとおり、北電柱それからNTT柱を中心にという事で、あらかじめ北電さんの方と協議をさせていただきまして、北電さんの方から道路占用だとか北電柱使用といいますか、の手続き等の関係で御相談に行った時に、やはり主に北電柱を使うという事で安全性といいますか、そういった意味から、電気工事に精通した業者さんに、単に発注してくださいという、絶対にそうでなければいけないというお話ではなかったのですけれども、安全性を考慮した時に素人が考えると、電柱に貼つければ良いような感じですが、やはり諸々の場所によっては高圧ですとか、トランス等があるという事で、電気工事に精通した業者さんを委託した方が良いという事で、工事請負費で積算見積もりを頂いた金額が、この金額でありまして、厚岸町さんの場合には、北電柱が主ではなくて公共施設とか建物が主でありますので、厚岸が工事請負でやったのか、単に需用費かなんかでやったのか、その辺は分からないのですけれども、そういった正式な工事の発注と、それから厚岸町との違いも若干、浜中町で考えているものとは厚岸町の場合は、ちょっと違うという部分もお聞きしておりますけれども、詳しくは分かりませんが、正式に電気工事屋さんから見積もってもらった金額が、こうなったという事で御理解いただきたいと思えます。溯上高につきましては、複雑になるという事で、ある程度、先ほど申しました開発局の国道の表示だとか、それから北海道の表示等の統一した中に雛形が出てきております。国道とか貼られる道道のいわゆる青地に白のやつではないのですけれども、浜中町の場合は、低い所は赤地に白字だとか、それから安全な場所につきましては、青地に白字だとか、ある程度示された内容で考えておりますので、そこに地域毎の溯上高を、例えば琵琶瀬40数メートルの溯上高という、後は、霧多布13メートル等という溯上高は複雑になると思ひまして、そう言った部分は今のところ考えてはおりません。以上です。



○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 大体様子が分かりました。厚岸町の場合は整備委託費と海拔測量委託費合わせて予算が230万円という事ですね。ですから、多分北電柱だとかに、専門業者に委託をするというような趣旨のものではないのかなと思いますけれども、少なくとも地域の住民が分かれば良い話なので、片や1ヵ所当たり1万4,000円で出来る、片や1ヵ所当たり2万5,000円掛かる、経費は安い方が良い訳ですから、その辺の考え方、十分隣町の事をとにかく言う訳ではないですけれども、安い経費で済むのであれば、その辺も熟慮した方が良いのかという程度の事ですが、その辺の考え方を聞かせて終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 今、議員がおっしゃるとおり、確かに安い金額で設置できるに超した事はないという考えは同じでございます。

先ほどから、予算の見積もりの関係の議論もでございますけれども、町内業者に見積もってもらった金額でございます。今後、設置の方法が先ほど言った道道との絡みもございまして、どのくらい支柱を新たに建てて作らなければならないかという事と、それから北電柱、NTT注の電信柱の部分のバランスが、どのくらいになるのか分からないのですけれども、出来るだけ見積もり関係につきまして、施工にあたっては安くしていただけるように検討して参りたいと思います。

設置場所については、町の考えとしては、地域の方が出来るだけ分かりやすいという意味を考慮しまして、道路沿いの直ぐ脇の電柱と考えておりますので、そういった事で理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 2点程お伺いをいたします。

まず19ページの農林水産費ですけれども、新規就農者育成対策に要する経費青年就農給付金、これは24年度の新たな担い手対策という事で、大変クローズアップされておりまして、色んな議論がされているところでございますけれども、当初予算で135億円程度の予算を見ていたのですけれども、希望が多くて予算が足りないというような事も聞いておりまして、25年度においては200数十億円の予算を出すというような事も聞いております。

また、農業のみではなく林業、漁業者にもこういった給付金制度が適用出来ないかと

いう事で、農林省内部で検討されているというような情報も入っております、基幹産業が第一次産業である本町にとっては、良い制度かと私なりには理解をしております。ただ中身的に、もう少し拡大が出来ないのかという思いもありますけれども、まずこういった議論をやって行く為に、若干簡単で良いですから、この制度の中身について課長から御説明をいただきたいとこのように思います。

今回の予算は1, 125万円ですか、150万円が7件、半分の75万円が1人という事で、全部で8人分だというふうに理解をしているのですけれども、20年度からの全てが新規就農者という事で理解してよろしいのでしょうか。確か、先ほどの説明では10人中8名が対象だという事で、これは所得制限がありまして250万円以上の所得があると対象にならないという事ですけれども、酪農と他の農業の業種とでは同じ比率と言いますか、同じ金額でそれを決めるのは如何かと、私共から考えれば思うのですけれども、所得制限によって2人の方が対象にならないという事ですね。これは新規就農者というのは多分、御夫婦2人で新規入職されているのですけれども、夫婦2人だと1.5人分が対象になるというような内容かと私は理解しているのですけれども、その辺の中身について、ご説明をいただければと思うのですけれども、宜しく答弁お願いします。

それともう1点、同じページの土木費ですけれども、町道維持管理に要する経費、ご説明ですと大雨による補修で12カ所、1カ所25万円平均の補修工事という事でありまして、具体的に説明を聞く事もないのかという気がしますけれども、それぞれ地域要望で道路の補修というような要望が、かなり上がっているかと思っておりますけれども、地域要望に対する対応は、どの程度出来ているのか。自分の地域の事で大変申し訳ないので、昨年は、まちづくり懇談会が行われませんでしたけれども、地域要望については、それぞれ地域で上がってきていると思います。回答はいずれ対応しますという事で、期限が決められている訳ですけれども、何時になったらやってもらえるのかという様な事が、随分地域から私も言われるものですから、その辺の見通し財源が限られた中ですから、いたしかないというのは良く分かるのですけれども、せめて、その見通しぐらいは、やっぱりそれぞれの地域に応えるという親切さもあって良いのかという気がするものですから、敢えて質問したところでございます。

それから2~3日前から見受けられますけれども、通常、町道の路肩の草刈り、これは年に1回だというふうに今までは思ったのですけれども、今年は予算が計上されていたのか2回刈っていただいております。この辺は、大変町民から好評です。景観的にも

良いですし、冬季間の吹雪の時の積雪という形からも、今時期に刈ってもらい大変ありがたいというような声も聞いておりますから、良い事も言っときたいと思っておりますから、出来れば次年度以降も、予算を工面して対応していただければと、このように思います。この2点について、お伺いをいたします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 歳出の19ページ、新規就農者育成対策に要する経費の青年就業給付金事業補助1,125万円、この部分のまず制度の内容という事でありまして、概要について、まず説明をさせていただきます。就農後ですね、青年就農給付金の部分につきましては、就農後の定着を図る為、経営が安定するまでの5年間の所得の確保を、一定程度するというような事を目的として、年間につきまして、1年間150万円の給付というような制度であります。

先ほど議員おっしゃられましたけれども、この中には所得制限がありまして、前年度の所得が250万円未満であること、これがまず1つの要件となっております。それから、年齢要件もありまして、新規就農45歳未満で新規就農した方という事が要件となります。もう1つ要件としましては、自治体で指定します、人農地プランというものに、今後、将来に亘って中心となる形態という形で位置づけられた、新規就農者といった方々が、この青年就農給付金の該当者になるというような事になっております。それから2点目の対象者8人という事ですけれども、8人につきましては、平成20年から24年までの新規就農者という事で押さえていただきたいと思います。

その中で、8人の内訳ですけれども、平成20年から23年までの既に就農されている方々7名分、年間約150万円ですので、1,050万円、今年度10月以降3月までの新規で就農を予定されている方、この方につきましては、年度間の2分の1、75万円という事で、合わせて1,125万円というような形での予算措置となっております。

それから3点目になりますが、新規就農の場合は夫婦で就農しているという事ですけれども、夫婦になれば1.5倍、制度上でいきますと、225万円の支給要件対象になるという事にはなるのですが、この夫婦1.5の要件というのが、まず、人農地プランに中心となる形態として位置づけられている方というのが、就農された方の経営主という事で、特に旦那さん1名という対象で1.5にならない、何故、新規就農の夫婦で入ってならないかという事の若干説明になりますが、まず、農地の所有権または利用権を有している方どなたになりますかという事、それから2つ目としては、そこで営農する

ための機械施設、そういった営農の為に所有している方はどなたになりますかという事、それから3つ目としては、具体的に夫婦で新規就農してはおりますけれども、そこで生産している方はどなたですかという事、それから4つ目としましては、その就農している経営の収支を管理しているのはどなたですか、といったもの等々、新規就農した場合の位置付として、どなたになりますかという事から行きますと、経営主である方1名の新規就農の給付金の対象者という位置づけられているという様な事になっております。内容としましては、そういう形で今のところ整理をしているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） それではお答えいたします。この度、要望いたしました300万円の中身ですけれども、まず年度当初から申しますと、今年4月の大雨、凍っていたせいもあるのですけれども、かなり酷くやられまして、4月、4月中、5月の初めまで常時雨が続きました。最後にとどめが7月11～12日の大雨でかなりやられまして、その中で被害的に抜粋して対応はしているのですけれども、大きくやられた箇所は茶内原野西9線の道路、それと散布海岸道路、これはちょうど火散布から養老散布に行く坂道ですけれども、あそこはかなり酷くやられました。それと東円朱別北14号道路、木口さん付近とっておきます。それと熊牛原野北13号道路及び熊牛東2線道路、茶内原野西2線南2号道路、それと北8号道路、それと円朱別北8号道路、8カ所大きくやられまして、その他は維持の範疇で手当しております。

それと、12カ所と言う事であと4カ所ですが、これからの見込みという事で計上させていただきました。それは前段で申し上げましたけれども、かなり春先からも傷んでおりまして、補修用原材料が殆ど底をついている状態にあります。実際に、その部分で足りなかったものですから、その4カ所分という事で計上をさせていただきました。地域要望の関係ですが、やはり議員おっしゃるように、対応している所、まだ対応していない所ございます。要望があったのはほぼ砂利道で、いつも丁度雨ですぐ穴凹になると、そういう道路が主であります。それに関しては、一応対応しております。

ただ、茶内原野西18線の鈴久名さんの道路、あそこの舗装の補修はまだやっていないように記憶しております。要望としては聞いておりましたので、今予算的に厳しいのですが、ある中で出来るところは極力対応していきたいと考えております。草刈りに関しては、この度は少し余裕を持ちました。それでやっております。今後も出来れば2回

という形で、やっ行って行ければと思っております。ただ全て2回という話しにはならないかと思っております。それだけ申し添えておきたいと思っております。以上であります。

**○議長（波岡玄智君）** 鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 再度質問したいのですけれども、青年就農給付金の関係ですけれども、夫婦で入れれば1.5人という事が謳い文句になっていて、中々制度の理解というのは難しいなと今の説明を聞いて分かったのですけれども、家族経営協定を結んで、青色申告をして、でもやっぱり一軒分というような解釈にとられてしまうのか。その辺が、ちょっと中々制度を理解すると言っても我々難しいのですけれども、もしそういう事で可能であれば、また違ってくるのかと思っておりますし、それともう1点、8人の方が対象になったと言う事ですけれども、予算が厳しいという様な情報が飛び交ってくる中で、浜中町で要求した金額満額が給付される事になったのかどうか、その辺も確認をしておきたいと思っております。

これは質問ではありませんけれども、大変担い手不足が深刻化されている中で、私も何回か一般質問で取り上げさせていただいたのですけれども、中々妙案が出て来ない中で、こういったものが仮に150万円という満額では無くても、既存の農家の後継者にも、なんらかの形で対象になれば結果的に、地元に戻って来ると言う事も出来るのかというふうな思いもありますから、今後、町長も色々な形で出掛けて行った時には、こういった要望もしていただければありがたいと思っておりますので、一言申し添えて質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 青年就農給付金事業補助の関係で質問のありました。150万円の該当される方と、その夫婦の場合の1.5倍の要件の事での質問だと思っておりますが、その中で家族経営協定ですが、確かに制度の中で家族経営協定を結んで、尚かつ営農に携わると言う形のものとしては、制度の中でそういう1.5倍、225万円の支給というものは謳われております。その中で一定の要件といえますか、家族経営協定を結んで、尚かつという部分がありまして、これは、先ほども申し上げましたように、家族経営協定を結ぶ事と同時に、農地の所有権・利用権の関係、また当町の場合は、生乳の出荷になりますけれども、生乳の出荷の主体を誰が担うのかという、このところをまず要件として満たしているかどうかという事が前提になってきます。

且つ、そういった中で、例えば今言った要件、農地の所有権、利用権の部分ですとか

農業施設機械、例題で行きますと、農業施設、機械を奥さんが所有していて、その中で1個の農場としての経営に参画しているといった場合ですとか、そういった時に結ばれる家族経営協定、そういった農業形態の例を上げれば、そういう形の中で共同経営による家族経営協定と言ったものを結ばれると、1.5人数の分を支給される要件を満たすというような形になっております。

それから2点目、8人の今回の1,125万円の予算措置ですけれども、当町の部分につきましては、満額給付支給の内定・内示そういったものを、いただきながら進めております。

**○議長（波岡玄智君）** 1番田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** まず15ページ、浜中町有財産に要する経費で浜中駅舎の外装改修工事があります。先ほど財政課長の方からの説明ですと、観光案内所、トイレ等の補修という事で、1点教えていただきたいのですけれども、この駅舎というのは、そもそも多分、JRさんのものだったのでしょうかけれども、町有財産となった部分、それとJRが管理する部分、これがどのように、すみ分けされているのかという事をまず1点。

駅舎に5～6人の女性の方も結構年配の方ですがおられました。そこで僕が、たまたま小を催しましてトイレに行きました。用を済ませて、大でなくて良かったと思って帰って来ましたが、と言いますのは、あそこは未だに和式でした。女性の方は分かりませんが、和式のトイレで水洗化になっているのか、なっていないのかも分かりませんが、正直、僕が仮に観光客だとしたら、まず1番でもないですけれども、多分2番目か3番目に印象に残るのは、そこの施設のトイレがきれいだったかというのが、かなりの印象として残ります。その感じから行きますと、こうやってルパンが走るようになって、JRを利用する方にとっては間違いなく、あそこの駅は浜中町の玄関と、その意味で、もし仮に町有財産としてトイレの管理をしなきゃならないのであれば、これはかなりな重要度で気持ちの良いトイレにしていきたいなと思ったものですから、この管理体制を、まず1点お聞きしたい。

それと19ページ、港湾管理に要する経費の霧多布港照明灯の修理とあります。これは老朽化による修理なのか、単純にどのようなものが付いているのか、確認をしていないので大変申し訳ないのですけれども、球が切れて交換するというものなのか、仮にこれを交換するとした場合に、順次、老朽化によるものであれば、LEDにという方向性は考えられないのかという事をまず1点お聞きします。

それと23ページ、先程もありました、西円の地域体育館の件ですけれども、ここの施設管理委託料ですね。これが体育館のみの管理委託料なのか、それとも共有部分も含めた委託を多分、連合会か何処かだと思うのですけれども、西円の連合会に委託する形なのか。そして、この金額の算出された根拠を教えてくださいと思います。

以上、3点お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 最初にJR浜中駅舎の改修工事にかかって、いわゆる町の財産となった経過と申しますか、その点について、私の方から御回答申し上げます。

ご案内のとおりJR浜中駅舎、平成元年に今の駅舎に建て替えをしております。その際に、駅舎の部分と町の観光PRと申しますか、物産コーナーとか、そういったものをJRの方に要望してきた経過がございます。結果として、いわゆる建物を半分にし、線路側についてはJRの切符売り場ですとか、そういったJR側で使用すると。それで道路側、浜中市街寄りには町の要望を聞き入れていただきまして、観光物産とか展示場、それとトイレ、JRと一緒に整備をしますけれども、浜中町さんが、その分負担をなさうという契約の下に、駅舎が建設された経過がございます。

今回の改修に至った経過につきましては、浜中駅という入口の方、正面と申しますか、駅の屋根に近い方ですが、もう20数年経っていますので、雨風で柱とか大引きが相当傷んでいると、たまたま私も確認をしていますが、JRの管理部門が点検した時に、腐った一部が落下した経過があり、これはお客さんに、もし事故があったら大変だという事で、早急にJRの方から連絡があって、先般の現地を確認し、この度補修工事を行うという経過に至っております。JRさん側とすれば20数年経過しましたので、来年確定している話ではないのですが、来年から駅舎の屋根の塗装、外壁の塗装、内壁といった改修を予定しているんだと、このままの腐食した状態であれば、それが出来ないうちから、出来るだけ早目に浜中さんの持分については、浜中さんの方で補修をしてくださいと、来年になるか再来年になるか、年度ははっきりしていませんけれども、そのうちJRでは、今申し上げたような改修をしたいという事でお話をいただいて、今回の改修工事となった所でございますので、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 私、管理部門でございまして、総務課長の方から言われましたように、本体の中で、先ほども言いましたけれども、掲示板、観光案内、そ

れとトイレを町の予算で、J Rさんの方から所有的にみていただきたいという事で、ずっとこの間見ております。それで先ほどの議員の方から出ましたトイレの事です。町でも、この事については当初から改修しないで、ずっとやっておりましたので、かなり傷んで悪臭もあるというような現状は知っております。中々、トイレに維持分を掛けるというのは、現状の中では出来なかったのですけれども、現在、建設課の方の下水道の調整もかけて、その水洗化をどうすべきなのかという協議を、今やっている最中がございますので、出来ればこの環境も合わせて、公共の部分での取り扱いの下水道管、ここも整備をお願いしたいという事で、私たちの方から依頼を掛けておりますので、この事につきましては協議を終えた中でまた、その事が今後、整備になってくると思っていますので、御理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（佐藤佳信君）** 歳出の19ページ、港湾管理に要する経費の修繕料でございます。補足説明の中で、港湾の街灯という事で2カ所ございます。1カ所につきましては、絶縁不良によりまして、不具合が生じた事によって、その改修部品でございます。

もう1カ所につきましては、実は去る7月26日夜の8時半頃ですが、照明灯の根元の不審火が発生しました。消防も出て、消化を直ぐにさせていただいたのですけれども、それによって中についています安定器、コード、ナトリウム灯の切れたという場所、その補修でございます。

それとLEDという事ですけれども、今、ナトリウム灯点いていますので、ナトリウム灯での交換と考えていますけれども、将来的にLEDという話になろうかと思えますけれども、かなり高額なお金になるというふうに聞いてございます。可能であれば、そのように対応していければ行きたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 23ページの委託料の関係でご質問をいただきました。

初めに、西円朱別の校舎と屋体がある訳ですが、この管理委託料は体育館の管理として考えてございます。それから委託先は、西円朱別自治会の方に委託をして行きたいと考えております。それから28万2,000円の計算でございますけれども、10月から3月まで180日ある訳でございますけれども、この管理委託料の計算上は朝、鍵を開けていただいて、夕方点検をしてもらって清掃関係もあるかも知れません。そして10時に閉館という事でありますから、1日3時間半程度、そして週4日これを基本に1



0月から3月まで110日を計算しております。そういう事で、後は単価という事で、茶内の農業者トレーニングセンター、あそこも同じ形で管理委託をさせていただいております。高齢者事業団1時間当たり730円という事でありますので、教育委員会としてはスポーツ施設として捉えておりますので、同様の時間単価を算出しながら28万2,000円の計上とさせていただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** まず15ページの浜中駅に関しては理解いたしました。理解した上で、僕の感想だけでは決してないと思いますので、一般観光客というのは多分かなりな意味で、その辺は印象に残る部分ですので十分協議していただきたいと思います。照明灯については理解いたしました。

23ページの管理費ですね。これは体育館のみ1日3.5時間、10時に施錠を開けると、その間清掃業務も含まれると。トレセンと同じ形態での内容ですという事でございます。先ほど来、この地域体育館という面で、色々な御意見があった中で、行政としては致し方ないのかという部分もあるかも知れませんが、要は一律の定規で計ってしまいますね。

例えば、トレセンはこういう規律でやっているの、今回の条例設定になる地域体育館においても同じ扱いで行こうと、それも仕方がないのかなという面はございますけれども、これは先ほど来、議論のあったとおり閉校跡地利用という事が、大前提で始まって、その中にたまたま地域の要望が合致して、こういう方向性が見えた。では、これで行ってみようという事で動き出したのでしょうけれども、あくまでも、そこでやっぱり地域の要望というのは、かなりなウエートがあったのだと思うのです。そう考えた時に、管理委託料というのは、例えば西円朱別でいうと直ぐ隣に、公の集会施設がございます。あそこで多分7万円くらいですか管理委託料。そのくらいだと理解しております。

だから茶内のコミセンとか農村改善センター等の施設については、それぞれの規定があって、管理料というのは若干違ってはいますが、茶内の場合は、個人の方をお願いしているので若干、割高ですけれども、他の地区で行きますと、資料がないから、はっきりした事は言えませんけれども、散布で確か年間40万円くらいだったかなと、浜中だと支所兼用なので、あそこは委託料20何万円だったという記憶があります。その割合から行きますと、この体育館のみの管理で、毎日清掃なのかどうかは別としまして、業務内容から行くと若干高いんじゃないかという気が致します。

先ほど来、言います様に、あくまでも地域要望で、こういう事業も起こったのであれば、ある程度そこら辺も加味した委託料というのが、話合いで何とかなるのではないのかという気もしますので、その点をお聞きいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 歳出の関係でございますけれども、スポーツとして考えた時の例を、そのまま適用させていただきました。

ただし、先ほど日数関係110日を計算したという事でありましてけれども、一応週4日、今、2日間は空手の方たちがお使いになっている事は実績としてあるのですけれども、この6ヶ月の間で110日を超えるか超えないかというのも未知数の部分がありまして、計算上は110日を最大と考えながら、そして実態としては、施設の中に管理日誌を置かせていただきますけれども、そこで、ひと月何時間の何日やったと日誌に整理していただいたものを報告いただきます。そういう形で定額の委託じゃなく、実働でどれだけ行ったかという事の、現在マックスの計算をさせていただいておりますけれども、これも未知数でございます。管理委託をさせていただく西円朱別自治会の方には、まだお話をしておりませんが、後は、これからの使用形態、未知数な所が分かって参りますので、改善はして行きたいと思っておりますけれども、取りあえずは、そういう計算上のものでの予算計上となっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** もう1点だけ理解出来ないのを確認させていただきます。

ただ今、実動時間という言葉が出てきたのですけれども、これは、毎日開館する訳ではないというふうに捉えてよろしいですか。要するに、申し込みがあって施錠を開けて閉めると、申し込みがない日は開けないというふうに捉える、実動という事は、そういう事なのか、実動で計算するのであれば毎日施錠をすれば当然、日数によって計算出来る訳ですから、その辺はどの様になっているのか。1点だけ確認したいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** 実働という事で6ヶ月ですから180日、その中で週4日という計算をさせていただいております。それが110日になるのですけれども、当然、申請頂いて利用する日は時間帯も分かって参ります。実態に応じた利用の形態と、それに管理の時間も、そういう形で毎日に変化してくる日もあるかも知れません。

それから11月以降は、この施設はどうしても2日～3日に一度は必ず暖房を使わな

くても、入れていかなければ水道の凍結等ありますので、そんな中での考え方をしております。これから始まって行く部分で、ただ今の御意見も委託先の自治会の方たちとも一緒にお話をさせていただきながら、そういう事での実動がどうなるかという事も検討して参りたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** この際暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時 7分）

（再開 午後 3時30分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

10番加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 2点質問があります。1点目は14～15ページの一番下にあります触れ合い交流保養センター費ですけれども、風力発電の施設についての事ですけれども、私は議長に許しを得まして、ふれあい交流保養センターの運営その物について1点だけ、お尋ねさせていただきたいと思います。どういう事かと言いますと、1週間ほど前に担当課長の所に行って、地域からこういう要望があるのだけれどもという事で、何とかならないだろうかと言った事があるのですけれども、それに対して、きちんとした回答がなかったので、議会でやるのが一番良いのかなと思います。

それで、今年の年度初めの事だと思ったのですけれども、今年90歳になるお婆ちゃんが、68歳の女性の車に乗せていただきまして、いつものようにゆうゆに來ました。目的はお風呂に入る事と、それから12回分の優待券と言いますか、無料で入れるものを渡してもらおうという事で、いつものように乗せて來た方は無料だと、そのつもりで行ったところ、受付の係が乗せて來る方が家族でなければ駄目ですと、家族が運転しないと駄目ですと言われてびっくりしたんです。要するに今までは、乗せて來た方はどなたでも良いですよと、そういう理解だったそうです。そのお婆ちゃんが言うには、切符は私が貰ったものだし、誰に乗せてもらうかは私が決める事だよと。どうして今年から駄目になったんだと。何故駄目になったのかという事が、ちょっと理解出来なかったです。それで、そのお婆ちゃんが言ったのは、優待券はとても嬉しい事で良かったと喜んでいたが、今回の様な事をされると喜ばせておいて、そして梯子をとられたような感じだと、90歳のお婆ちゃんが、そういう言葉を使って言うものですから、僕もびっくりしたのですけれども、それで質問ですけれども、何故、引率は家族の人に限る事にした

のか。その理由を述べて欲しいという事と、そういう事では引率者は無料という趣旨を損なわないかどうか説明して欲しい。

それから、そのような決定がされた事が、町民に知らされたのかどうか。誰も何かでそういうのを見た事はないし、町長や副町長の了解に下に、こういう事がなされたのかどうか答弁をお願いしたいと思います。

次に、21ページの社会体育施設の131万5,000円の件であります。先ほどの条例のところで説明があったのですけれども、燃料費それから電気料、水道料、消耗品費等先ほどの説明では、電気料については、校舎を利用しているNPO法人えんの森で、そのこのメーター器を付けてやるという事で説明を受けましたが、その後、その他についての説明はなかったと思います。それで他に燃料費だとか水道料だとか、その辺についてどうなっているかという事と、えんの森があそこに入居して、NPOの仕事をする上で需用費、光熱費、水道等含めて、いくら負担するという状況になっているのか。あるいは負担無しで進めようとしていたのか。この辺のところの説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 質問にお答えいたします。今回予算ではなく、運用のお話をされましたけれども、ゆうゆの無料の優待券の中身ですけれども、ちょっと誤解もあるのか説明不足をしていたのか、これは平成12年この開設以来、町の福祉の方とも調整をかけて、福祉増進の部分、障害者も含めてそれぞれの該当をして、この制度を立てました。その時に主旨的な中では、家族という限定を入れております。家族の方が介添えをしてくるその方々については、当然その方を保護して、そういう形で来ていただきますので、今言った運転を自分で出来ない場合は家族の方が運転をして乗せてきて、お風呂に入らせていただく、そういう事を含めて利用も高齢者の方々の福祉増進という形の立場から、こういう制度にさせていただきました。今でも、この制度の家族という表現をなんら変えてはおりません。

ただ、今まで色んな利用券を利用して家族以外の方が、付随して利用するというのは若干見受けられたものですから、しっかりとこの辺、利用していただく方に理解していただくという事で、今回4月の時に、まず皆さんにその券の主旨を説明させていただいたというのが1つであります。その中で御気分を悪くした方が、今まで何も言われなかったのに、今回だけどうしてだという形で言われたとなると、私たちの説明も悪かったと思

います。利用に関しては、家族と限定をさせておりますので、その形の中で当然、家族と言いながら単身で住んでいる方が、近所の方に運転してもらって来ているんだという事には、この辺も配慮して、私たちもやっている事でございますけれども、基本は家族に限定しているものですから、この辺は捉えさせていただきながら、今回、確認をしたという事で御理解をしていただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 西円の地域体育館に絡んで、校舎のえんの森さんにかかる、いわゆる使用料の件についてでございますけれども、この件につきましては、先ほど来の条例審議をいただいた中で、えんの森さんが利用する校舎の部分につきましては、提案理由にもあったかと思っておりますけれども、6月30日に教育財産から普通財産と、町の方に移管されてございます。その後も経過がございまして、既に早い時期からえんの森さんについては、何とか校舎を利用していただきたいという御相談が、教育委員会の方になされていまして結果として、普通財産と変わった8月6日に、えんの森さんの方に賃貸契約を結んで貸しております。

この中で、使用料は先ほど来申し上げているとおり、取ってはならないという事ですので、その光熱水費の実費負担、これについては頂くという事になっておりますが、今年度に限っては、あそこは電気のメーターも1つ、あるいは暖房の燃料タンクこれも1つと。現実、えんの森さんが使用する使用料が把握できない状況にあります。よって電気については、子メーターを付けて実際に使用した料金を、今後、来年3月までに、その実績をえんの森さんの方できちんと調べていただく、また燃料についても、これから寒くなると当然、暖房を使う事になると思えますし、この暖房についても、燃料タンクが1つですから、体育館でいくら使ったのか、校舎の方でいくら使ったのか把握が出来ません。たまたまそこは、ボイラーが体育館用と校舎用と分かれていると聞いていますので、ボイラーの仕様、1時間当たり幾ら使えますよと、それで計算せざるを得ないのかと考えております。

これについても、実際のところ使ってみなければわからない部分がありますから、これから4ヶ月間くらいは、暖房を使う時期が来ると思いますので、その中で、きちんと時間的にいくら暖房を使ったか把握をしていただいて、それらを基に来年4月から使用分を負担していただくという契約で、今年度については、えんの森さんの使用については、無償という形で契約をしていただいております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） 燃料そして電気の算出についての御質問をいただきました。初めに燃料の方から御説明を申し上げたいと思います。

ただ今、総務課長も申し上げましたとおり、これからどれだけ使われるのかという試算のみでございました。ただ拠り所としましたのは、燃料タンクは1つでありますけれども、21年度燃料は7,000リットル、22年度は6,400リットル、それから23年度が6,600リットルという使用量が出ております。これは子供たちが居て最大かなと思っております。これからの使用形態で、どれだけ少なくなっていくかという事が試算という事になって参ります。それから電気料の実態もありますけれども、一番近いところで23年度であります。円朱別の電気メーターは1つありますが、あそこには電灯の設備と、ボイラーの換気設備を回していく動力という、2つのものの電気契約をしておりますけれども、年間で電灯設備は約74万円、それから動力設備では21万円程度で、平均で行きますと月8万1,000円程電気料金が、掛かったというのがこれまでのデータであります。

それに基づきまして、まず燃料の方であります。燃料も暖房は11月、10月は殆ど使っておりません。11月から利用開始という形で考えております。体育館の方は、数字を計算できるのが週2日の空手、これが完全にカウントできます。そういう事で夕方から、お使いになって10時までという事で考えますと、利用される前に当然、早く暖房を入れなくてはなりません。来年の3月までは49日程、計算上しております。ボイラーの運転を1日5時間と仮定した時に、ここのボイラーの1時間の消費量が8.4リットルでありますので、それに49日を掛けて2,000リットルと考えております。

それから屋体だけ暖房を入れても、1つの建物でありますので、またタンクも1つという事で計測出来ませんので、校舎側のボイラーも存在しますので、これは冬期間2時間程度、180日の内の92日くらい、2日に1回くらいは入れないと凍結が発生しますので、校舎側の消費燃料は1時間当たり13.7リットルという事で、表示されておりますので、日数を掛けますと2,500リットルという事で出て参ります。

また、現在スポーツ係の方に10月から管理になりますと、タンクが満タンになっておりません。1,300リッター程減っておりますので、結露とか水分が、あの中で悪さをしない様に満タンにしなければならない。それから初めて実績が出てくるのだらうなという事で、全体で5,800リットル、それに重油の単価を現在92円であります

から53万3,600円という見込みをしてございます。

次に電気料であります。電気も先ほど総務課長お話をさせていただきましたが、メーターが北電との契約では1つであります。そういう中で、電灯と電力の部分、学校で使っていた時の契約は35キロボルトアンペアですか、それを3月に閉校しましたので、その後に35から15キロの方に契約を変更しまして、基本料金を落としながら、1月どのくらい掛かるのかという事でやっております。ひと月6万5,000円の6ヶ月で38万円という形で計算しております。

それから水道料については、今までも基本料金と言われる2,100円で、校舎は使って参りましたので、単準に基本料金の2100円×6ヶ月という事で考えております。消耗品の関係は、体育館の電球が5つ壊れているという事でありますから、そういう物を取替えながら、消耗品という形で考えております。そういう事でご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 現状では、最初に言ったように色んな方が利用して、その券は家族という限定は今までもしていました。

ですから、しっかりと家族というスタイルで来たのですけれども、家族の介護ではなくて、近所の方々が来てしまうものですから、そういう事は限定して、13年間やっている制度ですから、それに再度確認の意味をこめまして、今年からまず、しっかりとそこで確認をしていただくという形の作業にしたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** ゆうゆが出来て13年になると思うのですけれども、この間家族という事で、そちらでは押さえているかも知れないけれども、そういう形で乗せてきてくれる方が居れば、何も言われなくてずっと来た訳ですよ。

それで家族、家族と言いますけれども、家族と限定されたら、乗せてもらって来れない人も居るんですよ。家族じゃないと駄目だと言われたら、このお婆ちゃんは来れないでしょう。家族が悪くて来れないじゃないんです。今、90歳になるお婆ちゃんだって、息子夫婦に遠慮しているんです。子供も孫も育てなきゃならないし、それから沖漁師をやりながら、昆布もやって、選葉もやって、婆ちゃんは選葉を手伝ったり草むしりをやりながら、お風呂に行くまで息子夫婦のお世話になりたくないという気持ちはあります。

だから、気安く乗せてもらえる人に乗せて行ってもらうのです。家族が悪いから、婆ちゃんに乗せて行ってくれないという事ではないですよ。息子に頼んだら、乗せて行くよと言うけれども、お婆ちゃんにしたら、毎日息子夫婦の世話になりながら、ご飯も食べているし、お風呂にも入っているんだよと、そういう事で言われたら本当に困るのではないですか。そういう事で四角四面に駄目だと言うのは、まちづくり課長としてどうなのかという、そういう驚きはあります。きつい言い方かも知れませんが、何かずるい事をして、ただで入れるんだと来ているのと、今のような形は違うでしょう。お年寄りに対する優しさというのは、今まで13年間ずっとやって来たんです。これはお年寄りを大事にするそういう事ですよ。本当に頼んで乗せてもらって行く、こういうお年寄りに対して、そういう事を言うという事は、私自身も家族で限定されているというのは、13年も前だから飛んでいますけれども、連れて行った方はそれでも良いと思っていますので、今年から変わるのであれば、何か広報でも、今年から実はこういう事になりましたからと言えれば良いんです。

ただし、今言ったように家族じゃないと駄目だと限定されたら来れないんです。だから私は、もう一度考え直してもらい今までどおりで、もし変えるのであれば期間を置いて変えるべきだと、そんなふうに思いますが如何ですか。

それから、もう1つ体育施設の関係ですけれども、大変詳しい数字を細々と挙げて、来年の4月からえんの森の使用分については、支払ってもらうという事で、案分して支払うようにするという事ですけれども、そのスポーツ施設が有る無しにかかわらず、えんの森がそこに入っている事によって、光熱水費そのものが掛かる訳ですよ。

それで、それは校舎内全体に回っているから、例えば燃料、ボイラーが全体に回ると言う部分と、それから2時間入れておくというような事では、ボイラーが回って行くところをストップしたり開いたり閉じたり、そういう事は可能だという事ですか。

それから、ずっと聞いているうちに水道や、それからボイラーや様々なところで、20年も経っていたら改修しなければならない部分とか、そういう費用も掛かる訳ですよ。場合によっては大きい建物ですから、ボイラーについても大きな改修工事が予定される事もあると思うのですけれども、その辺は、どのように考えていますか。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 議員からの質問にお答えさせていただきます。

先ほど言いましたけれども、基本の原則というのは、やはり私たちも持っている訳で



す。当初にやった経緯、私もその辺は定かではないですけども、色んな事を協議しながら、その原則その取組みを、こうやって行こうという方針を立てたと思っております。そこを先ず、基本に置きつつ、この事については再度どうするのかというのは、私達の方で示させていただけるのかどうか、これははっきり今の段階では結論が出せません。

ただ、今言ったとおりの事をやってきた経緯というのは、家族の人達が一緒に支えてくれたと、その家の方々が、そこから持って来て、この制度で、ゆうゆうに入っていたきたいという形で作ったのではないかと、私はそう思っております。

ですから、それを今の原則の社会環境が変わったからと言って、どうなのかというのは、その辺は再度詰めさせていただくという形しか、今のところ思っておりませんので、そこを敢えて家族からこう変えるんだという事にはならないかと、御理解を願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** この件については、担当課長 1 人だけの判断で出来る事ではないので、町長、副町長、担当課長に任せて、その判断に委ねたという事ではないのでしよう。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** ただ今のお話であります。当初は、家族と限定してやっておりました。その原則に従って色々な方がおいでになりますので、ルールを守るという事で対応した結果であります。言い方等、その辺につきましては、色々と相手の方に御迷惑を掛けたという気もします。その原則的事項につきまして、また更に状況も変わってきましたので、担当課、福祉担当とも協議をさせまして、今後どうするかという部分について、結論を出して行きたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（大澤文明君）** ボイラーのお尋ねでございます。ボイラーは校舎と体育館別々にありますので、途中で校舎の方の風が体育館に来るとか、その逆とかという事はありません。あくまでも校舎は校舎、屋体は屋体の暖房です。そういう区分けであります。

それから 20 年が経ちました改修というお話でございます。今、町の方では公共施設の定期点検という事で暖房もそうですし、消火栓関係もそうですし、そういう形で毎年ある一定の時期に定期点検を行って、不具合が生じた場合に、また生じないように定期的に点検を続けております。この体制は普通財産であれ、教育財産であれ、それにかか

わらずメンテナンスは続けて行くという事になって参ります。設備ですから、当然いずれかは、消耗し壊れるかも知れませんが、壊れ具合が出来るだけ少なく、そして稼働して行けるように、そんなメンテナンスの考えを持っております。

ただ、先ほど水道というお話がありました。それから水道という事はトイレの関係も出て参りました。今までの使用状況よりも減りますから、当然、利用者が減りますから水道管が悪くなるのは早まるかという危惧はされます。その辺も、これからの色々な機会を通じて、また町として点検業者をお願いしている部分を合わせながら、何とかその辺を、少しでも延命出来るような維持管理という形で考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 最初のゆうゆの問題でありますけれども、大変、本人は憤慨していたのですが、3日ほど前に会って来たんです。具体的にどうだったかと、そして笑って、私もう12枚全部使っちゃったと言っているんですね。怒ったわりには、もう乗せて来てくれる人が居ないから、こんなもの要らないと言っていたみたいですが、行ってみたら全部使っちゃったと言っていたので、良かったかと思いましたが、しかし町に対する憤慨というか、そういう事では、ちょっと憤りを感じていたもので、私としては、町としては頭を下げて欲しいなと思っておりました。それとを考えていただくという点では、家族の限定というのは、はっきりしながらも、やはり色々な家族がある訳ですから、そういう場合は、どうするのかという事も、今回のような事が、もう少し緩和しながらやっていただく、不正はよくないですよ。その不正に為に、こういうものが無くなるのではなくて、そういう事を明らかにしてもらいたいと思っております。

町長の考えを聞きたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 担当と、それ程会話が出来ていませんけれども、この制度が出来て、そして無料優待券という形で、高齢者の方々にサービスがされると、そのサービスを受ける方々の、境遇を含めてですけれども、そういう中で、一緒に来てくれる人たちが、今度は無料になるという話でありますから、若干この制度、無料優待券の制度は分かりますけれども、後ろから付いてきたその制度については、まだまだ十分徹底されてなかったのかという事と、徹底これからしたかったのかなという事があります。

そんな事で十分、具体的にどういう事情なのかも含めて、福祉の方、ゆうゆの担当者

も含めて協議して結論を出して行きたいと思っております。

ただ、しっかり町民がゆうゆを利用出来るという大前提の下で、この話を進めて行きたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他に質疑ありませんか。

8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 2点お伺いします。17ページの、その他農業行政事務に関する経費、これはちょっと事前にお聞きしたところによりますと、ドイツ北部のバイオガスの視察に行くという事でありました。これ私は必要な事だと思います。

特に浜中の場合、今、国営環境保全型の施設があります。これが色々問題を抱えているという状況の中で、他国のバイオガスの視察をするという事は、極めて重要な事だと抑えて、しかし行くからには事前によく勉強をして行って欲しいと思うのです。

1つは、周期の問題、それから散布時期の問題があります。それから、個別に言いますと自己完結型のやり方をされているのか、そうでなくて例えば、何戸かが固まって1つの大きな施設でやっているのか、その辺りもきちんと見ていただきたいと思ひますし、国内でも色々な事をやっている、大学でもそういう研究をやっているところもありますので、そういう事も含めながら、勉強をしてドイツの動きを見て来ていただきたいという注文といえば注文ですが、そして必ず報告会を開いていただきたいと思ひます。

ニュージーランド自体が、今大変な状況になるだろし、それはやっぱり糞尿施設、それから過剰な窒素の農場への投入の問題、そういう事で、ニュージーランドやオーストラリアでは、牛が非常に大変な状況にあるという事を警告して、そういう状況が出されている、今これは大きな問題として世界でも取組まれている問題というふうに思ひますので、是非、そういう点も含めて、よく見ていただきたいなという事であります。

それから21ページ、体育管理施設に要する経費の所ですが、ちょっと心配しているのは、あそこは集会所がありますね。今度、体育施設が加わると、えんの森も入って学校を利活用して進む事になるかと思ひますけれども、この場合2つの施設を両方とも使って、それは目的がそれぞれ違うから仕方がないと、でも将来的には、1つに出来ないかという事です。1カ所で全ての物が、出来ないかという事を考える必要があるのではないかと、それは持続的に使える、そういう多目的施設として、利活用して行くという点で考えられないかという事です、この点について、お答えを願ひたいと思ひます。そうしますと、必要経費はかなり抑えられるのではないかと思ひますし、不特定多数も

使えるような施設になれば、これに超した事はないだろうと、そういう努力は出来ないかどうか、お答え願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内さん最初の質問は、こうして欲しいという要望ですけども、答弁は要りますか。答弁の形にきちんと今後お願いします。では答弁願います。

農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 議員おっしゃられました普通旅費の、ドイツへの視察の関係でございますが、当町も酪農専業地帯でありますし、今後この家畜糞尿を原料としたバイオガスプラント、そういった関連の利活用の可能性について、この度の視察の主体が浜中町農協であります。一緒に再生可能エネルギーが、国策として進んでいるドイツという事もありますので、そういった形の中で共通の認識を得るべく、また情報の共有という事で、一緒に参加させていただくという事を考えております。

その中で触れておりましたけれども、糞尿の適正処理、言うなれば消化液と言った、肥料になり得る副産物の活用状況ですとか、また環境に配慮した形の物を是非、視察先の方から得て来たいと考えておりますので、そういう形の中で今回、予算措置させていただいている事を御理解いただきたいと思います。そういった形の中で、今議員おっしゃられました部分も含めて、報告という形の機会を与えていただければ、そういう形で報告させていただきたいと考えています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 2点目の体育施設にかかわって、地域には集会施設と、それから今回、校舎をえんの森、体育館は教育財産として教育委員会の方で管理をする。将来的に、一つに出来ないかというお尋ねだったと思います。それぞれ現時点では、利用、使用目的が特化していますので、将来的にそれが延長線上で、不特定多数の方が利用するとなれば、今の体育施設は、消防法あるいは建築基準法に合致した改修をしなければならぬと言った制約が前提としてありますので、この関係については、それぞれ独立した形で暫くは利用されるだろうと、そう捉えております。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** ドイツの視察に行く事については了解しました。

それから今の教育長の答弁です。制約があるので難しいという事も理解しますけれども、実際に集会所の維持費、今どのくらいになっているんですか。それと、これから掛かる分と合わせれば年間どのくらいになるのか、それを基にして考えて行けば、不特定

多数が利用できる、そういう改築が可能なのかどうなのか。そうした場合に、補助だとか色んな面で難しいのか。財政的にそれは困難なのか。そうすると両方の施設をそのまま並行して、進めなければならないという結論になるかと思うのですけれども、その辺りはどう判断をいたしますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** 西円の会館にかかる管理費でございますけれども、正確な資料は、今持ち合わせておりませんけれども、大体西円については、年間30万円くらいと記憶しております。その内、地元負担2分の1という事で、確か14～5万円の負担をいただいているというふうに記憶しておりますので、全部で大体30万円という事で御理解いただきたいと思います。

将来的にはという事でございますけれども、先ほど申し上げているように、地域体育館と、この集会施設とは全く使用目的が別でございますし、恐らく集会施設は集会施設として、自治会の方に管理委託をしながら、その目的に沿った使い方を、これからもされると思いますし、地域体育館につきましては、先般、条例制定していただきましたので、地域の福祉や体育関係で有効に利用されるものと、そういった事から維持管理費の部分、今時点では正確に将来こうなるという見通しは、ちょっと建てれない状況でございますので、その点については御理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 30万円と、私はもう少し掛かるんだと考えたのですが、この燃料費から電気代、場合によっては施設ですから、屋根を取り替えるとか色々出てくる訳です。そういう面から見れば、そういう事も含めて両方を同時に地域の中で、いわば不経済の事もあるのですが、そうすれば、もうちょっと利活用が出来る長続きするし、建物の方を統合するという考え方も出てくるのではないかと、それは私これからでも良いですから時間を掛けて検討してみたらいかがでしょうかという提案。そうでなければ例えば、トレーニングセンターみたいな施設では体育館、スポーツ振興の為にやると言っても、実際に活動がスムーズに行かないという事態になったら、これは先が見えていくという事になりませんか。そういう面で地域の意見も、もうちょっと聞きながら時間を掛けて、その後、構成を模索するという事も今こういう世の中ですから、必要な事ではないのかと思うのですけれども、避難施設としては、使用可能ですから、そういう方向性だって無理な事は無いんじゃないかと、問題はやる気の問題じゃないかと私は思う

のです。それは行政的にはそれは無理だと、あるいはそれは国が許さないと、振興局は駄目だと言う事ですか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（箱石憲博君）** ただいまの御質問ですけれども、質問者誤解をされているような気がします。西円の集会施設は集会施設ですから、この度いわゆる西円小学校の閉校に伴う体育館の有効利用、利活用でたまたま地域の体育館として、利用していただくという条例を提出させていただいて、先ほど可決をしていただきました。

これを一緒にという事自体が、若干無理があるというふうに思います。地域の方々と十分相談をされて、体育館の有効利用を図って行こうという事で、地域体育館としての条例を制定させていただいた訳ですから、その使用目的は、その使用目的として、また集会施設は集会施設として目的がある訳ですから、それを今、経費の関係で単純に一本化に出来ないかというのは、現時点では無理があるのかというふうに思いますし、まず将来の段階、今これから地域で有効に利用してもらおうという矢先に、将来上手く利用されないとか、そういう心配をされても仕方ないと思うのですよ。

当然、地域の方々が利用したいという事を言っている訳ですから、十分に利用していただくという過程の中で、条例も制定した訳ですし、それに掛かる時間にも、今回補正をお願いしている訳ですから、その辺を逆に、ご理解いただきたいとその様に思っているところであります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「動議」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 10番加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 私は平成24年度、浜中町一般会計補正予算につきまして、全体ではなくて一部修正したいと思いますので、一部修正案を提出したいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** ただいま10番加藤議員から、平成24年度浜中町一般会計補正予算にかかわる修正動議が提出されました。

所定の要件を満たしておりますので、動議は成立いたしました。

修正案配布のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時28分)

(再開 午後 4時38分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に対して、10番加藤議員外1名よりお手元に配付のとおり修正動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、修正動議を本案と併せて議題といたします。

職員に修正動議の朗読をさせます。

**○議事係長（箱石雄彦君）** (修正動議の朗読)

**○議長（波岡玄智君）** 提出者の説明を求めます。

10番加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 今、係より説明がありましたけれども、何処がどうなっているんだという声も聞こえますが、議案の歳出・歳入とも21ページの体育館体育施設管理に要する経費の131万5,000円を、当初の予算よりも、それを削除するという事で、地方交付税から131万5,000円を引いて33億8,328円、歳入についての合計も同じであります。

歳出については、教育費から131万5,000円を引いて合計が歳入・歳出とも80億2,556万7,000円と、こういうふうに体育施設にかかわる予算を削除して欲しいという修正案です。

修正の理由ですけれども、条例制定の時に反対の理由を述べましたが、そこで明らかにした事は、この体育施設の活用という事では、時期尚早ではないのかという事で述べましたけれども、私はこの予算の中、予算計上されましても、その意見は変わりませんでした。説明の中で、この廃校になった校舎の利用について、今回の方法がモデル事業として考えていきたいという事もありましたが、私はこの校舎の維持費等について、本当にこのままで良いのかどうかという事では、とても大きな疑問があります。そういうことで、修正案をします。削除という形で修正案を提出いたしました。

以上です。

○議長（波岡玄智君） これより修正動議に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 是非について、議論するつもりはありませんけれども、ただ、俄かに出されました修正案について、今渡されたばかりで頭の中が混乱しておりますけれども、教育費の中の保健体育費が104万が、引かれているんですよ。これで行くと104831になっているのですけれども、こうなると役務費と委託料は除かれているというような表現になりませんか。こういうでたらめな修正案を出される事というのは、如何なものかなど。明快なる答弁を求めます。

○議長（波岡玄智君） 少し休憩いたします。

（休憩 午後 4時48分）

（再開 午後 4時50分）

○議長（波岡玄智君） 御理解いただけたとと思います。

改めて、会議を開きます。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の順序につきましては、初めに原案賛成、原案及び修正案反対、原案賛成、修正案賛成の順序で行います。

まず原案賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に修正案賛成者の発言を許します。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 修正案に賛成する立場から発言をいたします。討論に発言をい



たします。

理由は、条例案に反対をしたその理由については、反対理由で述べたとおりであります。整合性を計る為に、この修正案を提出したという状況であります。以上。

**○議長（波岡玄智君）** これをもって討論を終わります。

まず、本案に対する加藤議員外1名から動議として提出された修正案について、起立により採決いたします。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（波岡玄智君）** 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（波岡玄智君）** 起立多数です。

したがって、議案第66号につきましては、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 議案第67号平成24年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第9 議案第67号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第67号平成24年度浜中町介護保険特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、介護保険給付費準備基金積立金等今後必要とされる経費について、補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出、1款総務費では介護保険推進に要する経費で、介護報酬改定等に伴う国保中央会伝送ソフト購入費等、需用費10万円の追加、4款基金費では介護保険給付費準備基金積立金として、国庫支出金等の前年度精算交付金と前年度剰余金分の3,216万3,000円を追加、5款諸支出金では第1号被保険者保

除料還付金で償還金利子及び割引料2万7,000円の補正と国庫支出金等返還金で償還金利子及び割引料23万2,000円を追加し、合計で25万9,000円を追加。以上により、今回の補正額は、3,252万2,000円となります。

一方、歳入につきましては、2款国庫支出金186万円、3款道支出金353万7,000円、5款支払基金交付金156万4,000円のいずれも前年度精算交付金を充当するほか、7款繰越金、介護給付費に係る前年度剰余金2,556万1,000円を財源として充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4億1,626万5,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第68号平成24年度浜中町下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第10 議案第68号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第68号平成24年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、汚水管渠補修工事などの補正をお願いしようとするもので、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、一般管理に要する経費では、平成23年度東日本大震災により甚大な津波被害を受けたことにより減免され、平成24年度においても、減免措置が検討されておりました日本下水道協会負担金について、6月22日開催の第1回定時総会で減免措置の対象外となりましたので、5万7,000円の補正、2款1項下水道費2目処理場管理費で、計画停電に備え、発電機等を借り上げるべく、霧多布クリーンセンター管理運営に要する経費で17万2,000円、同様に茶内で7,000円、散布で4,000円、さらに3目管渠管理費で、特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費で56万6,000円、農業集落排水で7万6,000円、漁業集落排水で42万円についても同様に補正、また特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費では、新川地区で3箇所漏水が発見されたため、これを補修すべく工事請負費213万2,000円の補正。

一方、歳入では、7款1項1目繰越金で前年度剰余金343万4,000円を追加しようとするものであります。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ343万4,000円を追加し、5億9,021万2,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第69号平成23年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の  
処分について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第69号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第69号平成23年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案の理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要となったものであります。

この改正の内容は、旧法では、利益の処分については、法定積立金として積立義務がありました。その義務が廃止され、地域の自主性に委ねられたことから、議会の議決を経て行うことになったものであります。

なお、この処分については、平成22年度決算と同様に減債積立金といたします。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第70号浜中町教育委員会委員の任命同意について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第12 議案第70号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第70号浜中町教育委員会委員の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の掛水優氏は、平成24年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏の人格・識見、行政手腕は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日までの4年間となりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから、議案第70号を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(波岡玄智君) ただいまの出席議員は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番田甫議員及び2番石橋議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(波岡玄智君) 念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員より順番に投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番田甫議員、2番石橋議員開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票。

有効投票11票。

無効投票0票です。

有効投票のうち賛成11票反対0票です。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第70号は任命に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

- 
- ◎日程第13 認定第1号平成23年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第14 認定第2号平成23年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第15 認定第3号平成23年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第16 認定第4号平成23年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第17 認定第5号平成23年度浜中町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第18 認定第6号平成23年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - ◎日程第19 認定第7号平成23年度浜中町水道事業会計決算の認定について
- 

**○議長（波岡玄智君）** 日程第13 認定第1号ないし日程第19 認定第7号は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 認定第1号から認定第7号までの7案件につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

平成23年度各会計の決算につきましては、認定第1号から認定第6号までは、地方自治法第233条の規定に基づき、会計管理者より6月21日付で提出があり、8月28日付けで審査意見書の提出を頂いております。また、認定第7号は地方公営企業法第30条の規定に基づき、水道事業管理者より5月25日付けで決算の提出があり、8月28日付けで審査意見書の提出を頂いておりますので、この度、各法の規定により議会の認定に付すべくご提案を申し上げた次第であります。

認定第1号の一般会計につきましては、歳入総額68億2,467万3,385円、歳出総額67億2,290万346円で繰越明許費繰越額2,019万3,500円を除いた歳入歳出差し引きは、8,157万9,539円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額13億1,216万5,683円、歳出総額11億7,650万4,417円、歳入歳出差し引きは、1億3,566万1,266円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額5,834万3,243円、歳出総額5,689万6,859円、歳入歳出差し引きは、144万6,384円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額3億9,194万2,655円、歳出総額3億6,629万5,918円、歳入歳出差し引きは、2,564万6,737円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億4,489万1,129円、歳出総額2億3,448万3,658円、歳入歳出差し引きは、1,040万7,471円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は 歳入総額6億6,535万4,762円、歳出総額6億6,186万2,757円、歳入歳出差し引きは、349万2,005円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は 収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億1,552万9,717円、営業外収益は5,464万2,821円で収入総額は、1億7,017万2,538円。支出の営業費用は1億4,305万331円、営業外費用は1,756万6,832円で支出総額は、1億6,061万7,163円で955万5,375円の利益剰余金を生じる決算となりました。この利益剰余金につきましては、減債積立金といたします。資本的収支につきましては、収入総額は305万7,272円、支出総額は7,005万5,101円で、収入総額が支出総額に対し不足する額、6,699万7,829円は、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金5,699万7,829円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、平成23年度も地域経済、町財政共に厳しい状況にありましたが、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながらも、当面する事業の執行には万全を期して参りました。

さらに、今後の町政運営につきましては、生命支える大地と海 自然と調和するまちはまなかを基本テーマに掲げ、行政課題の解決に向け町民と議論を深め、地域の活力を活かして、個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、生産基盤、生活環境、福祉、



教育文化等の整備・充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める努力を重ねて参る所存であります。日頃の町行政の執行に際しましては、議員各位の温かいご指導・ご協力に深く感謝を申し上げますと共に、今後とも、本町の地域経済の活性化と、活気のあるまちづくりに向けて、積極的かつ効率的な行政の推進を図って参りますので、よろしくご審議いただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

ただいま提案されました、認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長において1番田甫議員、2番石橋議員、4番菊地議員、5番成田議員、6番中山議員、7番川村議員、8番竹内議員、9番野崎議員、10番加藤議員、11番鈴木議員を指名したいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

---

## ◎日程第20 報告第8号平成23年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第20 報告第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第8号平成23年度浜中町財政健全化判断比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月より全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなどの方策により、当該地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものであります。

本町の平成23年度財政健全化判断比率ですが、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては、13.5%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては107.8%と何れも早期健全化基準の割合を下回っております。なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から実施しております公債費負担適正化計画により、7ヶ年計画の最終年度であります本年度には、13%台の比率になるよう計画を推進してまいりましたが、平成23年度でその目標を達成することができたところであり、今後もその比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率は何れも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、実質公債費比率等逼迫した財政状況を示す数値であることを認識し、財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第でありますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

---

◎日程第 2 1 報告第 9 号平成 2 3 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第 2 1 報告第 9 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第 9 号平成 2 3 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、報告第 8 号でご説明したとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査意見書を付けて議会に報告するものであります。

この資金不足比率ですが、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、平成 2 3 年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。なお、資金不足比率の経営健全化基準は 2 0 %であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

---

◎日程第 2 2 報告第 1 0 号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第 2 2 報告第 1 0 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第 1 0 号一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について、提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般社団法人浜中町風力発電所に係る経営の状況について、議会に報告することになっておりますので、第9期平成23年7月1日～平成24年6月30日の事業報告、決算報告及び第10期平成24年7月1日～平成25年6月30日の事業計画について、提案した次第であります。

第9期の事業内容につきましては、発電量214万1,443キロワット時で1,948万4,555円の売電となっております。今期では、冬季から春先にかけて良好な風況に恵まれましたが、8月にトラブルが発生し部品供給までに約4ヶ月を要し、当初計画の307万4,000キロワットに対し57パーセントとなっております。

第10期の事業計画では、過去3ヶ年の実績の平均の発電量から売電額3,990万3,745円を見込んでおります。

なお、決算の状況、事業計画について、まちづくり課長より補足説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） （報告第10号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） まずこの9期、4ヶ月間ほぼ休んでいた状況にありますけれども、4か月も休んでいた原因はトラブルでしょうけれども、どうしてこんなに長期に休まなければならなかったのか、その理由をまず教えていただきたいと思います。

それで、貸借対照表の未払い金2,500万円もありますが、浜中町としましては、この会社から固定資産税、法人町民税ですか、それから賃貸料等があると思いますが、この辺は納入されていますでしょうか。ないしはそれぞれの金額幾らになっているのか。そしてそれが未払いの状態なのか、それとも納入されている状況なのか。その事についてお尋ねさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） まず1点目の故障の関係であります。8月5日から11月の28日までの間、112日間停止となりました。大きなトラブルというのは、メインスイッチの部分が受注発注でございますので、海外の方からの生産で、こちらに来なかったという状況で、長期に止まった原因となっております。この事については解消しましたので、今、順調に稼働している状況であります。

固定資産税の状況であります。この事についても、前回の報告の時には若干未収で残っているという事でございましたけれども、現在は、全部納められております。金額でございますけれども、総額で340万450円、固定資産税で土地代も含めております。土地代については52万5,050円、それ以外の固定資産税は287万5,400円で、340万450円となっております。納入はされております。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** 町としては、きちんともらっているし、9期で計画よりも57%の売電しかなかったという事で、損失も出ているのですけれども、10期にしましては、そういう意味では約4,000万円の売電計画という事ですから、利益も出てきて将来的には、この欠損もなくなってくるのかと思いますが、これは、売電量としては3年間の平均だという事ですけれども、料金がかなりアップになっております。これは間違いないという取り方をして良いのだと思いますが、この中で、この予定損益計算書を見ますと、売り上げは、売電額は分かるのですが、仕入れがありますよね、これは先ほど言われましたけれども、その中の大きい物は、多分償却なのかなと思うのですが、仕入れとはどういうものがあるのか。普通、物を買って売る場合ですけれども、風車ですから風買うのにお金が掛からないと思うのですが、そういう点で仕入れというのは、どういうものがあるのか。項目だけでも教えていただけませんか。

**○議長（波岡玄智君）** まちづくり課長。

**○まちづくり課長（越田正昭君）** 大きなものだけを言わせていただいて、項目は10数種類あるのもですから、まず先ほど議員言われたように減価償却費となります。

それと企業の総合保険料が大体250万円位あります。併せて通信料として、それぞれ色んな中に入っております。言われたとおり固定資産税も入っております。それとこの関係の各電気関係の技師がおります。これらの給与も含めて仕入の部分に入っております。売電料の関係でございます。金額については、現在9円10銭、それから先ほど言った値上げが16円57銭ですから、7円47銭程度が11月から収益として上がってきた。それが、今の売電の使用している電力に加算をされているという事で、20年間という予定をされておりますので、申請もそういう形になるのかと思っております。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

---

### ◎日程第23 議員の派遣について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第23 議員の派遣についてを議題とします。

鉦路町村議会議長会主催による議員研修会に派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎日程第24 閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第24 委員会の開会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

---

○議長（波岡玄智君） 本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第3回浜中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 5時38分)

以上のおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員